

平成 28 年

宝達志水町議会会議録

第 1 回定例会

平成28年 3 月 8 日 開会

平成28年 3 月 16 日 閉会

宝達志水町議会

本定例会に付議された議案件名

- 議案第1号 平成28年度宝達志水町一般会計予算
- 議案第2号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 平成28年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第4号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 平成28年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 議案第6号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第7号 平成28年度宝達志水町水道事業会計予算
- 議案第8号 平成28年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 議案第9号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 議案第10号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第11号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第12号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第13号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第14号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）
- 議案第15号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第16号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 宝達志水町行政不服審査会条例について
- 議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 議案第21号 宝達志水町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について
- 議案第22号 町長の給与の特例に関する条例について
- 議案第23号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第25号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第26号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第27号 宝達志水町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 宝達志水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 宝達志水町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 宝達志水町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第31号 宝達志水町消防施設整備事業分担金徴収条例について
- 議案第32号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 宝達志水町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 宝達志水町統合中学校施設整備基金条例を廃止する条例について
- 議案第35号 宝達志水町営駅駐車場条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 宝達志水町本社機能立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の特例に関する条例について
- 議案第38号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 宝達志水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 宝達志水町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第43号 宝達志水町山村広場条例の一部を改正する条例について
- 議案第44号 宝達志水町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第45号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 宝達志水町公共下水道条例等の一部を改正する条例について

- 議案第47号 宝達志水町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 宝達志水町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第50号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 報告第1号 専決処分の報告について
- 専決第1号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）

平成28年3月8日（火曜日）

◎出席議員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 2 番 | 寶 達 典 久 | 8 番 | 北 本 俊 一 |
| 3 番 | 久 保 喜 六 | 9 番 | 金 田 之 治 |
| 4 番 | 土 上 猛 | 10 番 | 小 島 昌 治 |
| 5 番 | 柴 田 捷 | 11 番 | 北 信 幸 |
| 6 番 | 林 一 郎 | 12 番 | 近 岡 義 治 |
| 7 番 | 守 田 幸 則 | | |

◎欠席議員

な し

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 岡 田 正 人 |
| 主 任 | 燕 啓 介 |

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|---------|---------|
| 町 長 | 津 田 達 |
| 副 町 長 | 松 浦 敏 昭 |
| 教 育 長 | 勝 二 信 隆 |
| 総 務 課 長 | 米 谷 勇 喜 |
| 危機管理室長 | 越 野 好 則 |
| 情報推進課長 | 藤 本 清 司 |
| 財 政 課 長 | 近 岡 和 良 |
| 企画振興課長 | 松 栄 忍 |
| 住 民 課 長 | 松 原 富美男 |
| 税 務 課 長 | 村 井 康 志 |
| 健康福祉課長 | 村 井 仁 志 |

| | |
|--------------------|---------|
| こども家庭室長 | 藤 井 弥 生 |
| 農林水産課長 | 一 家 剛 |
| 地域整備課長 | 谷 川 弘 一 |
| 学校教育課長 | 村 山 敬 一 |
| 学校教育課長 (管理指導担当) | 荒 井 一 彦 |
| 生涯学習課長 | 安 達 大 治 |
| 文化財室長 | 村 井 伸 行 |
| 会計課長 | 定 免 敏 彦 |
| 志雄病院事務局長 | 高 畠 信 夫 |

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 平成28年度宝達志水町一般会計予算
- 日程第5 議案第2号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第3号 平成28年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第7 議案第4号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計予算
- 日程第8 議案第5号 平成28年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算
- 日程第9 議案第6号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 日程第10 議案第7号 平成28年度宝達志水町水道事業会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成28年度宝達志水町下水道事業会計予算
- 日程第12 議案第9号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算
- 日程第13 議案第10号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第14 議案第11号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第12号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第3号）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第16 | 議案第13号 | 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第14号 | 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第18 | 議案第15号 | 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第16号 | 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第20 | 議案第17号 | 平成27年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第21 | 議案第18号 | 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号） |
| 日程第22 | 議案第19号 | 宝達志水町行政不服審査会条例について |
| 日程第23 | 議案第20号 | 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について |
| 日程第24 | 議案第21号 | 宝達志水町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について |
| 日程第25 | 議案第22号 | 町長の給与の特例に関する条例について |
| 日程第26 | 議案第23号 | 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第27 | 議案第24号 | 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第28 | 議案第25号 | 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第29 | 議案第26号 | 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第30 | 議案第27号 | 宝達志水町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第31 | 議案第28号 | 宝達志水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条 |

例の一部を改正する条例について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第32 | 議案第29号 | 宝達志水町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第33 | 議案第30号 | 宝達志水町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第34 | 議案第31号 | 宝達志水町消防施設整備事業分担金徴収条例について |
| 日程第35 | 議案第32号 | 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第36 | 議案第33号 | 宝達志水町土地開発基金条例の一部を改正する条例について |
| 日程第37 | 議案第34号 | 宝達志水町統合中学校施設整備基金条例を廃止する条例について |
| 日程第38 | 議案第35号 | 宝達志水町営駅駐車場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第39 | 議案第36号 | 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例について |
| 日程第40 | 議案第37号 | 宝達志水町本社機能立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の特例に関する条例について |
| 日程第41 | 議案第38号 | 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第42 | 議案第39号 | 宝達志水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第43 | 議案第40号 | 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第44 | 議案第41号 | 宝達志水町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第45 | 議案第42号 | 宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第46 | 議案第43号 | 宝達志水町山村広場条例の一部を改正する条例について |

- 日程第47 議案第44号 宝達志水町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第45号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 議案第46号 宝達志水町公共下水道条例等の一部を改正する条例について
- 日程第50 議案第47号 宝達志水町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第51 議案第48号 宝達志水町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第52 議案第49号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第53 議案第50号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第54 報告第1号 専決処分の報告について
専決第1号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算
(第5号)
- 日程第55 議案に対する質疑
- 日程第56 町政一般についての質問
- 日程第57 議案の委員会付託

◎開会・開議

○議長（林 一郎君） ただいまから平成28年第1回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第127条の規定によって、12番 近岡義治君、11番 北 信幸君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（林 一郎君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から3月16日までの9日間に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（林 一郎君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

まず、「軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情」をお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から、平成27年11月分、12月分及び平成28年1月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、今定例会の説明員の職・氏名は、一覧表としてお手元に配付のとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

◎提出議案の上程・説明

○議長（林 一郎君） これより、本日提出のありました議案第1号 平成28年度宝達志水町一般会計予算から報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）までを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 本日ここに、平成28年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御参集を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、町政運営について所信の一端、町政を取り巻く諸情勢について申し述べますとともに、今議会に提案いたしました平成28年度当初予算並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

さて、平成27年度も、早いもので、あと残すところ20日余りとなりました。私にとりましても、2期目のかじ取りの榮譽をいただき、丸3年となりますが、引き続き議員各位の一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願いいたします。

これまでの間、皆様からの信頼と御期待におこたえするため、我がふるさとと胸を張れるまちづくりの実現のため、誠心誠意取り組んできたところであります。また、財政の健全化においても全身全霊を捧げるとともに、町民生活の安心・安全と福祉の向上のため、町政運営を行ってまいりました。

そのような中であって、本町の財政状況は、平成26年度決算における健全化判断指標の一つである実質公債費比率については、起債許可の基準であります18%を下回り、16.9%となったところであります。これも、町民の皆様の多大なる御支援と議員各位の御理解、御協力によるものであります。改めて御礼を申し上げます。

しかしながら、本町の財政状況については、改善が見られるものの、厳しい状況であることには変わりがありません。さらに今後も、普通交付税にあつては、合併算定替えの段階的縮減により約4億円、昨年実施されました国勢調査による人口減により約2億円、トータル約6億円もの減少が見込まれます。この6億円は、普通交付税額の約2割を占める額であり、なお一層厳しい財政状況になるものと考えております。

このような状況から、財政の健全化をさらに推進するとともに、「真に必要な行政サービス」を「持続的に提供」していくことを課題として、これを支えることができる経営体質をつくり上げていかなければなりません。

これまで、本町では第1次及び第2次行財政改革大綱を策定し、不断の行財政改革に取り組んできました。

この間、地方分権のさらなる進展による事務量の増大、東日本大震災等に伴う住民の安全・安心への意識の高まりなどから、町が担うべき役割はますます高度化、多様化してきております。

町の行財政運営をめぐる環境は依然として厳しいものがありますが、引き続き「住民福祉の向上を図る」とともに、その遂行に当たっては「最少の費用で最大の効果を挙げる」という行財政運営の基本を堅持しつつ、将来展望に立って今後の行財政運営の指針とすべく「第3次行財政改革大綱」を策定したところであります。

この大綱は、住民や関係者、職員が情報を共有し、一体となって行財政改革に取り組み、着実な実行を図るため、3つの基本方針である「人材育成による行財政改革の推進」、「協働のまちづくりの視点による行財政改革の推進」、「効果的で効率的な事務事業運営による行財政改革の推進」により取り組むこととしております。

主な内容といたしましては、職員数定員適正化の推進、施設管理の見直し、不採算事業の抜本的見直し、繰上償還の実施、補助金・助成金の整理合理化、受益者負担の適正化など、初年度からできるものは順次実施していくこととし、スピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

今後、ますます一般財源の確保が厳しくなり、財政の硬直化が進むことが予想されることから、本町が持続可能な経営体を維持するため、将来の財政基盤確立が必要であり、歳入の確保と身の丈に合った歳出構造へ転換していくことが非常に重要であります。本大綱により行財政運営の体質改善を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位の御協力をお願い申し上げます。

次に、「地方創生」について申し上げます。

政府におきましては、本年度を「地方創生元年」と位置づけ、全都道府県及び市区町村に、平成27年度から5年間の地方版の「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定するよう求めてきたところであります。

これを受けまして本町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議や、庁内各課の

職員からなる創生本部やアンケート調査結果、パブリックコメントの実施など幅広く御意見をいただく中で、本町における「人口ビジョン」と「総合戦略」を2月に策定したところであります。

人口ビジョンでは、人口の現状分析を行うとともに、平成72年の将来推計人口の目標を8,000人と定め、総合戦略では、「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、そして「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの基本目標を設定して各種施策を推進していくこととしております。

昨年実施されました国勢調査の速報結果では、本町の人口は、前回調査より1,106人減の1万3,171人となっております。

少子高齢化の進展の中で、人口減少は避けられないものでありますが、今後は、総合戦略における施策を総動員して、本町への移住・定住策等に取り組むことで、人口減少を抑制したいと考えております。

次に、平成28年度当初予算の概要について申し上げます。

我が国の経済は、緩やかな回復基調が見られるものの、いまだ個人消費の回復に地域間でのばらつきがあるなど、経済の好循環については、地方にまで十分に波及している状況とは言えず、先行きについても、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっており、金融市場の変動にも引き続き留意する必要があることなどから、依然として厳しい経済環境の中にあります。

こうした中、平成28年度の政府予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」において、引き続き経済再生に向けた取り組みを推進することとしており、平成28年度は「経済・財政再生計画」の初年度であることから、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととされております。

平成28年度の地方財政計画では、地方が地方創生等の重要課題に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、町税や地方交付税等の一般財源総額について、平成27年度を1,000億円上回る61兆7,000億円程度を確保することとしております。また、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むため、地方財政計画の歳出に、「重点課題対応分」を計上することとしております。

さらに、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から、平成27年度に創設された「まち・ひ

と・しごと創生事業費」についても、引き続き事業費を確保することとしております。

このような中、本町の置かれている現状を見ますと、普通交付税の合併算定替えの段階的縮減など、今後、極めて厳しい財政運営を強いられることとなります。

しかしながら、新たに策定した「第3次行財政改革大綱」と「総合戦略」の2つを車の両輪とし、持続可能な財政運営と人口減少対策等に取り組んでいくほか、医療・福祉・介護などの社会保障関連や防災・減災対策の強化などに対しても、限られた財源の中でこれら諸施策に取り組んでいくこととしております。

こうしたことから、平成28年度予算の編成にあたっては、まず1つ目は、財政健全化計画の基本理念の堅持、2つ目は、徹底した行財政改革の推進、3つ目は、町総合戦略、第3次行財政改革大綱との整合の3つを基本方針にして予算を編成いたしましたところであります。

特に、平成28年度予算では、喫緊の課題であります人口減少の克服のため、結婚・出産・子育てへの支援や地方への人の流れをつくるなど、人口減少に歯どめをかけ、本町の持続的な発展の実現に向け、次の4つの基本目標に沿った施策に取り組んでまいります。

基本目標の1点目「地方における安定した雇用を創出する」では、具体的な施策としまして、町独自ブランド品のPR・開発に取り組んでまいります。農産物の販路開拓も含め、農産物等のブランド化を推進し、産業の活性化を図っていくものであります。また、企業誘致の推進としまして、県内外の優良企業等に、町遊休地の動画情報等の発信を行い、積極的な誘致を図っていくものであります。

2点目として、「地方への新しい人の流れをつくる」では、居住環境の整備としまして、既存の若者等定住バックアップ事業を拡充するほか、民間等賃貸住宅の建設に対し補助を行い、町内への移住と定住促進を図っていくものであります。町外通勤者への支援としまして、若者世代の町民で、一定以上の通勤距離者に対し、通勤費を助成し若者の人口流出抑制を図るものであります。交流人口の拡大では、今浜海岸なぎさドライブウェイ入り口の町有地に、民間活力との連携整備により、新たな観光交流拠点の創出に向けた可能性調査等を実施するものであります。

3点目として「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、子どもの育成支援の充実としまして、子どもは町の「たからたち（宝達）」であることから、宝たち成長お祝い事業として、子どもの成長に合わせて祝い金を給付するなど、若年層の定住を促進するものであります。結婚支援の充実では、結婚を希望する町内の未婚者を対象に、出

会いの場の創出など結婚支援サービスの実施により定住促進を図っていくものであります。

4点目として「時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」では、空き家・空き土地対策としまして、町外からの移住者向けに空き家・空き土地情報を集約化し情報提供するとともに、空き家バンクに登録されている空き家の改修経費の一部を助成し、移住・定住を促進してまいりたいと考えております。

以上が町総合戦略事業として取り組む事業の概要であります。

この結果、町の平成28年度の予算規模は、一般会計は75億700万円、国民健康保険や介護保険などの5つの特別会計は、合わせて40億707万5,000円となり、下水道事業など3つの企業会計を合わせた町予算の総額は、前年度比21.2%増の173億5,876万2,000円となりました。

それでは、今定例会に提出いたします案件のうち、まず議案第1号から議案第9号まで、平成28年度当初予算に関する議案9件について、その主要な施策を、第1次宝達志水町総合計画基本構想の体系別に従い順次御説明いたします。

第1点目として、「総合的なまちづくりの推進」についてであります。

町民と行政とが一体となり、地域づくりを推進するため、町民にとってわかりやすい広報紙づくりに努め、ホームページを最大限に活用し最新情報を広く町内外に発信するとともに、広く町民の意見、提言等に対し耳を傾ける広聴活動を引き続き実施していくものであります。

また、一体的な地域づくりの推進としては、町内統一した共通のポイントカードとして昨年新規導入いたしました「ほっぴーさんカード」に、さらに付加価値を高めるため、町が実施する事業に参加した方にほっぴーさんポイントを加算し、ほっぴーさんカードの利用価値の拡大等により、官民連携した地域振興を図っていくものであります。

第2点目は、「生活環境の整備」についてであります。

昨年度から町民の新たな生活の足とするため、宝達中学校のスクールバスの空き時間を有効活用し、町内全域を3コースで巡回する宝達志水町コミュニティバスを試験運行してまいりました。試験運行での利用状況等を勘案し、利用者ニーズに合った運行の見直しを行い、平成28年4月よりコミュニティバスの本格運行を開始いたします。

また、高齢者など交通弱者の方々の外出支援等日常生活上の移動手段を確保するとともに、公共交通空白地域の解消策として、引き続きデマンドタクシーの運行を実施していくものであります。

防犯・交通安全対策の充実では、昨年8月に作成しました「宝達志水町通学路交通安全プログラム」に基づき、箇所ごとに歩道整備や防護柵の設置等計画的に整備を進めていくとともに、関係機関と連携して、児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

また、防犯灯のLED化の促進につきましては、通学路の防犯灯LED化では、優先順位の高いものから順次整備していくほか、平成27年度より実施している集落へのLED防犯灯の支給につきましても、集落に年次計画を立てていただき、予算の範囲内において順次支給するものとし、効果的な防犯・交通安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

防災・消防体制の充実では、いざという場合に備えるため、防災行政無線のほか防災情報等を配信するシステムを新たに導入するなど、情報伝達手段の多様化を図ってまいりました。今後も、災害時には効率的な情報伝達ができるよう防災行政無線等の維持管理を強化するとともに、災害情報配信の普及促進に努めてまいりたいと考えております。また、災害用の備蓄品や消防団の装備等を計画的に整備するほか、防災士の育成や自主防災組織への活動経費の助成など、地域の防災力の向上を図り地域住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目指すものであります。

第3点目として、「保健・医療・福祉の充実」についてであります。

少子高齢化が著しい状況の本町においては、最も重要な施策であり、子どもから高齢者まで全ての町民が、健康で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

現在、志雄病院の移転新築事業が2月に着工し、平成29年3月竣工、5月の開院に向けて準備が進められております。開院後は、この新病院を核として、住民の方々の健康管理を一元化して、医療・介護・予防を総合的かつ一体的に、切れ目なく提供できるような体制を構築してまいりたいと考えております。

高齢者福祉の充実としては、地域包括支援センターを中心として、総合的な相談体制の充実を図り、在宅での自立した生活や、住みなれた地域で安心して生活できるよう、地域の実情に応じた支援を行うほか、地域の医療・介護関係者の協力のもと、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための体制づくりを推進してまいります。

障害者福祉の充実については、障害のある人が障害のない人と同様に生活し、地域で安心して生活ができるよう自立支援事業を推進し、良質な障害福祉サービスを提供してまいりたいと考えております。

子育て支援につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減することから、総合戦略事業の概要でも述べましたとおり、支援の拡充を行ってまいります。また、18歳まで拡充した子ども医療費の助成では、昨年10月診療分から医療機関での完全窓口無料化を実施したほか、今後とも、子どもを安心して生み育てることができるよう、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

第4点目として、「教育・文化・スポーツの充実」についてであります。

自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などの資質や能力の育成を重視し、個性を生かし、「生きるちから」をはぐくむことができるよう、また、心身ともに健やかな人間になれるよう、よりきめ細やかで確かな人材の確保と教育環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

町内唯一の高校である県立宝達高校へは、引き続き「宝達高校を支援する会」への助成を行い、特色ある学校づくりの一助とするものであります。

歴史・文化遺産の継承では、本町の重要な史跡である「末森城跡」の登山道や眺望の景観保全を行っていくほか、新たに案内パンフレットスタンドや城跡看板を設置し、観光資源の環境改善により誘客を図ってまいります。

国際交流の推進では、オーストラリア・ヌーサとの青少年海外交流事業として、中高生のホームステイ交流を継続するとともに、ヌーサからの受け入れも予定しているなど、多文化共生の取り組みをさらに推進し、青少年の国際感覚を養い、国際化社会に対応できる人材の育成を図ってまいります。

第5点目として、「産業の振興」についてであります。

農業の振興につきましては、中山間地域における営農支援や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、引き続き地域の共同生活への支援を継続し、地域の振興を図ってまいりたいと考えております。

ほ場整備事業及び老朽ため池整備事業は、所要の事業費を確保するほか、有害鳥獣対策事業では、イノシシ等による農産物被害を防止し、安定した農業経営に資するため、引き続きイノシシ捕獲奨励金を交付するほか、有害獣駆除を行うため取得する狩猟免許の費用の一部を助成し、農業環境の保全を図るものであります。

観光の振興では、町観光協会と連携し、本町の知名度アップや既存の観光資源を広く紹介し、誘客につなげるための効果的な観光情報の発信に取り組んでまいります。本町の重要な観光スポットである宝達山では、山の龍宮城展望デッキが拡張されたほか、現在、山

頂公園にドーム型トイレを建設中であります。また、近年、宝達山でしか味わえない眺望や高低差を生かしたサイクルロードレース「宝達山ヒルクライム」などのイベントも開催され、県内外から多くの観光客が訪れており、さらなる交流人口の拡大を図るため、宝達山整備計画に基づき、山頂公園周辺の整備を進めてまいりたいと考えております。

ふるさと振興事業については、住民がさまざまな趣向を凝らした特産品の開発に対する助成を行うほか、人口減少していく中、町の活性化として、地域おこし協力隊と連携し地域力の維持・強化を図ってまいりたいと考えております。

第6点目として、「都市基盤の整備」についてであります。

幹線道路、生活道路の整備については、社会資本整備総合交付金を活用し事業を実施していくほか、橋りょうなど道路インフラの本格的なメンテナンス時代を迎える中、道路法に基づく予防保全等道路の点検を計画的に実施してまいります。

上水道事業では、石綿セメント管及び鉛製給水管の布設替えに加え、今後も更新時期を迎える老朽管の布設替えを計画的に実施し、上水道の安定供給に努めてまいります。

下水道事業においては、新たに樋川処理区である荻島地区において管渠布設工事を実施するほか、今浜処理区、北川尻処理区の浄化センター老朽化に伴い、建築設備等の改築・更新を行うほか、志雄処理区の浄化センターでは長寿命化計画を策定し、施設の長寿命化を図っていくものであります。

第7点目として、「行財政改革の積極的な推進」についてであります。

行財政改革につきましては、新たに平成28年度から平成32年度までを計画期間とする「第3次行財政改革大綱」を策定し、新たな目標を掲げ、一層厳しい行財政運営が続く中で、引き続き持続可能な行財政基盤の確立に向け、行財政改革を推進してまいりたいと考えております。

また、公共施設等の老朽化と合併に伴う統廃合等諸問題に対処するため、公共施設の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化など計画的に行うための公共施設等総合管理計画を策定し、さらなる公共施設の再編整備に取り組んでまいります。

企業会計においては、安定的な運営を図るため、繰出基準に基づき、継続して繰出金として繰り出すこととしております。

民間活力の活用では、老人福祉センター宝寿荘、5つの保育所と2つの子育て支援センター、勤労青少年ホーム、古墳の湯、農村環境改善センターネクサスにおいて、指定管理者制度を引き続き導入するほか、新たに押水運動公園体育施設について指定管理者制度を

導入するものであります。

そのほか、宝達駅東部用地などの宅地や未利用地については、財源確保の観点から優遇措置を設けるなど、売却促進に努めてまいります。

以上が平成28年度当初予算に織り込みました施策の概要であります。

一般会計予算の歳入面では、町税にあつては、課税客体の適正な把握のもと、地域経済の動向などを見極め、0.6%の減と見込んでおります。

地方交付税については、普通交付税にあつては、平成28年度地方財政計画に基づき需要額及び収入額を見込むとともに、本町の特殊財政事情及び国勢調査による測定単位の置き換わりによる影響分を勘案し、前年度比5.9%の減、特別交付税にあつては、前年度と同額を見込み、地方交付税全体では前年度比5.2%の減と見込んだところであります。

繰入金については、志雄病院移転新築事業に当たり、合併振興基金からの繰入れを行うこととしております。

町債については、新病院建設事業に伴う出資債の発行が大きく、前年度比99.0%の増となっております。これには財源の補てん措置が大きい合併特例債を充てており、その他の町債につきましても、財源補てん措置の大きいもの、健全化判断比率への影響が小さいものを発行していく方針であります。

一方、性質別歳出の主なものといたしましては、人件費では、嘱託職員等の削減などにより5.4%の減、扶助費では、障害者自立支援給付事業及び子育て支援事業費の増により8.4%の増、公債費では、繰上償還による償還元金の削減影響等により4.2%の減となり、義務的経費の歳出総額に占める割合は、前年度より1.2ポイント減の43.4%となっております。

また、普通建設事業では、小学校屋内運動場の吊り天井改修工事や旧志雄中学校解体工事等の完了により、45.9%の減となっております。

次に、特別会計予算関係について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算では、被保険者数を3,230人、世帯数を1,950戸と見込み、被保険者の健康づくりや重病化を防ぐ予防活動の推進に取り組むことにより、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億2,417万3,000円とするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算では、高齢化が進む中、対象者数を2,500人と見込み、制度の円滑な運営を行うための必要額として、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,071万7,000円とするものであります。

次に、介護保険特別会計予算では、第1号被保険者を4,800人と見込み、第6期介護保険事業計画の2年目に当たる平成28年度も、安定した介護保険制度の運営に必要となる経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ17億8,132万7,000円とするものであります。

次に、国民健康保険直営診療所特別会計予算では、所要業務予定量を定め、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,361万4,000円と定め、効率的な医療サービスを提供できるよう取り組んでまいります。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計予算では、「さくらチャンネル」の放送について、専門業者への撮影、編集業務委託により番組内容の充実を図るほか、ケーブルテレビ網を通じ、継続的に安定した住民サービスの提供を維持するための必要な経費を計上するものであり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,724万4,000円とするものであります。

また、今年度から事業の健全化につきましても、専門的な調査・調整を図りながら、今後の方向性を検討してまいります。

次に、水道事業会計予算では、業務予定量として、給水戸数を4,630戸、年間総給水量を123万9,000立方メートルと見込むとともに、主な建設改良事業といたしましては、石綿セメント管の布設替えや鉛製給水管の布設替えに加え、配水設備の更新に要する経費を計上するものであります。

次に、下水道事業会計予算では、農業集落排水事業において、排水戸数870戸、年間総処理水量29万6,000立方メートルと見込み、公共下水道事業では、排水戸数を2,750戸、年間総処理水量82万2,000立方メートル、浄化槽事業では、排水戸数70戸、年間総処理水量を1万8,250立方メートルと見込んだところであります。

また、地方公営企業として、独立採算制のもとで事業運営することになっていることから、利用率を高めるとともに、本議会においても条例の改正案を提出しておりますが、平成28年7月から下水道使用料を改定する予定をしており、使用料収入の確保を図ることにより、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、国民健康保険志雄病院事業会計予算では、業務の予定量で、病床数100床、年間入院患者数2万9,200人、年間外来患者数4万7,168人とそれぞれ見込んでおります。

主な建設改良事業といたしましては、平成27年度からの継続事業であります新病院建設事業に要する経費のほか、医療機械器具の整備に要する経費を計上いたしましたところであります。

以上が、議案第1号から議案第9号までの平成28年度当初予算関係の説明であります。

次に、平成27年度補正予算関係について御説明いたします。

議案第10号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,784万2,000円を追加し、総額を79億6,044万6,000円とするものであります。

今回の補正の主なものといたしましては、第1に、国の補正予算成立を受け関連する事務事業に要する所要の経費を追加するものであります。

具体的には、総務費において、自治体の情報セキュリティ対策として、情報ネットワークの強化に要する経費を追加するほか、個人番号カード発行等事務の委任に係る交付金を追加するものであります。

農林水産業費では、T P P 関連施策として、担い手の経営発展に向けた取り組みを支援するための経費などを追加するものであります。

商工費では、のと里山空港を活用した観光交流の促進を図るため、所要の経費を追加するものであります。

消防費では、原子力災害対策の充実・強化策として、災害用備蓄品等の整備に要する経費を追加するものであります。

第2に、公債費において、平成28年度の元利償還金の削減を図るほか、町債残高の減少と実質公債費比率の抑制を図り、さらなる財政健全化を推進するため、繰上償還のための経費を追加するものであります。

そのほか目的別では、総務費において、統合中学校施設整備基金廃止に伴う残余財産を町有施設整備基金へ編入するため積立金を追加するものであります。

民生費では、若者等定住バックアップ事業費において、住宅新築奨励金の対象者が当初を上回る見込みとなったことから所要の経費を追加するものであります。

土木費では、敷浪地内において道路排水路を確保するため、復旧に要する経費を追加するものであります。

教育費では、今月下旬に三重県で開催される都道府県対抗全日本中学校ソフトテニス大会出場に要する経費を追加するものであります。

そのほか、各款の人件費において、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う予算措置を講ずるほか、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、ケーブルテレビ事業の4特別会計及び水道事業、下水道事業及び病院事業会計の3公営企業会計への繰出金など、事業の精

算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

財源となります歳入予算については、繰越金のほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・県支出金、財産収入、繰入金、諸収入の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

繰越明許費では、今回の補正予算で追加いたしました国の補正予算に係る事業を初め、既定の事業では、商工費の宝達山整備事業や土木費の道路維持管理事業において、年度内に事業が終わらない見込みであることから、適切なる予算執行を図るため、次年度へ繰り越しをするものであります。

次に、議案第11号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,557万6,000円を追加し、総額を20億1,030万1,000円とするものであります。

歳出予算につきましては、保険給付費において、給付費の伸びに伴い一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費を追加するものであります。

財源となります歳入予算については、一般会計繰入金を充てるものであります。

次に、議案第12号 平成27年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万9,000円を追加し、総額を1億7,922万6,000円とするものであります。

歳出予算につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を追加するものであり、財源となります歳入予算については、後期高齢者医療保険料を充てるものであります。

次に、議案第13号 平成27年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,474万円を減額し、総額を17億2,669万3,000円とするものであります。

歳出予算につきましては、総務費において制度改正に伴う電算システム改修に要する経費を追加するほか、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

財源となります歳入予算については、繰入金を充てるほか、国・県支出金、支払基金交付金の特定財源にあつては、事務事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第14号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、総額を4,785万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算とも、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第15号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,029万9,000円を減額し、総額を8,809万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算とも、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第16号 平成27年度宝達志水町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第17号 平成27年度宝達志水町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

今回の補正は、下水道事業会計の経営基盤強化等を図るため、収益的収入において、他会計補助金5,057万7,000円を追加するほか、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

次に、議案第18号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、事業の精算見込みによる所要額の更正を行うものであります。

続きまして、条例関係について御説明いたします。

まず、議案第19号 宝達志水町行政不服審査会条例についてであります。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、審理内容について第三者に諮問する必要があるため、制定するものであります。

次に、議案第20号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例についてであります。

本案は、行政不服審査法が全部改正されたことに伴い、引用条例について文言の修正及び必要事項の加筆等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第21号 宝達志水町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付

に係る手数料に関する条例についてであります。

本案は、改正後の行政不服審査法により、提出書類等・提出資料の写しの交付制度が導入され、写し等の交付時の手数料徴求について規定するため制定するものであります。

次に、議案第22号 町長の給与の特例に関する条例についてであります。

本案は、町の厳しい財政状況を考慮し、私の給料月額を平成28年4月1日から平成29年4月2日まで20%削減するものであります。

次に、議案第23号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この内容といたしましては、本年8月に人事院が民間給与と公務員給与の格差を考慮し、公務員の期末・勤勉手当を民間の支給割合に見合うように引き上げる勧告を行ったことを受け、一般職の職員に準じて期末手当の支給割合を0.05カ月分引き上げ、3.10カ月分とするものであります。

次に、議案第24号 宝達志水町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び、議案第25号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

この2件につきましても、町議会の議員の期末手当と同様に一般職の職員に準じて期末手当の支給割合を0.05カ月分引き上げるものであります。

次に、議案第26号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

主な内容といたしましては、民間給与の実態を反映し、月例給及び期末・勤勉手当を引き上げる内容の人事院勧告に準じて、本町におきましても、給料表を平均0.4%引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月額を4.10カ月から4.20カ月に、0.10カ月引き上げる改定を行うものであります。また、地方公務員法の改正により等級別基準職表を規定するものであります。

次に、議案第27号 宝達志水町職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第28号 宝達志水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第29号 宝達志水町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号 宝達志水町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、職員等の通勤用自動車の駐車場の使用料を徴収するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号 宝達志水町消防施設整備事業分担金徴収条例についてであります。

本案は、集落の要望により町内において行う消防施設整備事業に係る分担金の徴収に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第32号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、現行の条例に定める災害出動手当及び訓練・警戒手当の諸手当について、費用弁償として支給するため所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号 宝達志水町土地開発基金条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、土地開発基金の保有高について、旧土地開発公社への貸付金が解散に伴い返済を受けたこと、公社保有資産が不足しており債権放棄したこと、旧加能繊維跡地の一般会計買戻等により、基金現在高の変更を行うものであります。

次に、議案第34号 宝達志水町統合中学校施設整備基金条例を廃止する条例についてであります。

本案は、統合中学校の施設整備について、基金を財源とした事業が完了したため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第35号 宝達志水町営駅駐車場条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、受益と負担の公平性の確保の観点から4カ所ある町営駅駐車場の使用に際し、

使用料を徴収するものであります。

次に、議案第36号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、本条例の住宅新築奨励金及び出産祝金の支給事業を、宝達志水町まち・ひと・しごと総合戦略に係る新規施策事業として、宝の住まいる応援事業、宝たち成長お祝い事業にそれぞれ名称及び内容を変更するものであります。

次に、議案第37号 宝達志水町本社機能立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の特例に関する条例についてであります。

本案は、地域再生計画の石川県本社機能立地促進プロジェクトが平成27年10月2日に認定されたことにより、石川県と連携して取り組むため、制定するものであります。

次に、議案第38号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、平成28年度税制改正の大綱において、一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号 宝達志水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、行政不服審査法の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、議案第41号 宝達志水町老人福祉センター条例の一部を改正する条例について、議案第42号 宝達志水町押水農村環境改善センター・産業センター条例の一部を改正する条例について、議案第43号 宝達志水町山村広場条例の一部を改正する条例について、議案第44号 宝達志水町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について、及び議案第45号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についての議案6件を一括して御説明いたします。

これらはいずれも、施設の使用料について受益者負担の原則に基づき、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第46号 宝達志水町公共下水道条例等の一部を改正する条例についてであります。

本案は、下水道法施行令の改正に伴い、除害施設の設置等の基準が改まったことにより所要の改正を行うほか、下水道使用料については、一般会計が負担すべき額を除いては使

用料で賄うべきであります。現状では使用料だけでは賄いきれず、一般会計からの補填で補っている状況であるため、受益者負担の原則を図る観点から、使用料の見直しを行うものであります。

次に、議案第47号 宝達志水町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例について、議案第48号 宝達志水町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、議案第49号 宝達志水町体育施設条例の一部を改正する条例について、及び議案第50号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についての議案4件を一括して御説明いたします。

これらはいずれも、施設の使用料について受益者負担の原則に基づき所要の改正を行うものであります。

次に、報告第1号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を追加し、総額を77億8,260万4,000円としたものであります。

補正の内容といたしまして、歳出予算では、本年度の除雪作業に要する経費を追加し、歳入予算では、繰越金を充てたものであり、経費の支払いのため専決処分したものであります。

以上、案件の提案理由を御説明させていただきましたが、何とぞ慎重なる審議の上、適切なる決議を賜りますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一郎君） 以上で、提出者の提案理由の説明は終わりました。

◎議案に対する質疑

○議長（林 一郎君） ここで議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

8番 北本議員。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 私は、議案第46号、下水道料金の改正について、値上げについて質疑をいたします。

今現在、下水の普及率が旧押水で92.8%、そして旧志雄で72.8%、町全体で85%です。ということは、1,600戸の家がまだ下水をつないでいないということです。その中で、公共枡を設置した数が旧押水で96戸あります。旧志雄で306戸、合計で404戸、公共枡が入っています。あとつなぐだけなんです。もしそれが6割、7割つなぎますと、大体300戸の

方から基本料、使用料が収入としてあがるわけなんです。

私の言いたいのは、机に座っているだけじゃなく、1軒1軒回りなさいよと。去年はそれを言いました。そうしたら、今年の1月から職員が一生懸命入っていない家へ回ったわけです。そうしますと、つなぐ人も出てくるし、そして問い合わせもたくさんありました。だから、することをきっちりやって、汗をかいて、それでだめならば値上げすればいいですけれども、することもせんと、値上げするのは簡単です。それだけ値上げすれば、町民に負担がかかるわけなんです。やることをしっかりとやっていただきたい。そうすれば、かなりの収入があります。

僕は値上げに対してやぶさかではありません。やることをきっちりやって、そしてだめならば値上げすればいい。今の改正の値上げ幅、基本料1,500円を2,300円、使用料1立米当たり150円を230円ですよ。上げ幅幾つだと思いませんか。53.何%ですよ。1年に4人家族で2万4,000円ほどの負担になるんですよ。町民の方、これ納得しませんよ。

だから、なぜ今、それだけ焦って値上げしなくちゃいけないのか。1年後、2年後でもいいんですよ。しっかりと今年やるだけやって、そして数字を見れば、これだけ値上げする必要ないんですよ。だから、僕は、それに対してなぜそれだけ急ぐのかをお聞きしたいと思います。

○議長（林 一郎君） 津田町長。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 北本議員の今ほどの質問でございますけれども、一般質問の中で答弁させていただきます。

○議長（林 一郎君） 8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 僕は、提案理由に対しての質疑をしているわけでありまして、一般質問の中にも、久保議員ですか、下水道の質問がありますので、ある程度の中身はわかっているんですけれども、なぜこれだけ急ぐのか。おそらくことし1年しっかりと回れば、かなりの数の家がつないでくれると思います。だから、その状況をしっかりと町民に周知していただいて、そして能力なくてつなげない人は仕方ないんです。ほとんどの方はつなげるはずだと僕は思います。だから、今年1年しっかりと回ってお願いをして、そのことを先にやって、だめならば値上げすれば僕はいいと思います。ですから、今年1年しっかりと頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。答弁は要りません。

○議長（林 一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

◎町政一般についての質問

○議長（林 一郎君） 次に、一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

3番 久保喜六君。

〔3番 久保喜六君 登壇〕

○3番（久保喜六君） 久保喜六です。

今回、私は2件、下水道事業についてと志雄病院移転新築事業について、町長、担当課長に質問したいと思います。

先ほど北本議員の質疑とちょっと重複する点もあると思いますけれども、御了承ください。

まず、下水道事業についてお伺いしたいと思います。

下水道は、当町の総合計画の中で、生活環境の整備の分野に位置づけされ、生活を支える都市基盤、生活基盤として重要な役割を担い、順次整備が進められていると思います。

当町の下水道は、合併前の昭和61年から工事が行われ、既に30年が経過し、本格的な改修時期を迎えていると思われまます。

このことから、将来に向け、その施設の改修に膨大な費用が必要になり、また一方においては、早期に完成させなければならない未着工区間もあると思います。

未着工区間については、地元から早期の完成に向け強い要望があることは御承知のとおりであります。これまでの下水道整備に要した建設費の多くは、借入金で賄ってきたため、借り入れ総額が膨らみ、その結果、返済額も大きくなっており、平成26年度決算では、事業費全体の75.7%と高い割合を示しているかと思ひます。

また、経営の安全性を示す指標の流動比率については、120%以上が理想とされていますが、当町は45.6%となっております。

平成26年度末現在の借入金未償還残高は73億3,716万円となっておりますが、未償還残

高の早期の解消が求められていると思います。

また、長期的に安定した事業運営を実施するためには、経営の健全化や計画性、透明性の向上が求められるかと思われます。

以上のように、下水道事業の運営は極めて厳しく、節水意識の定着や節水器具の普及、人口減などにより、下水道使用料の大きな伸びが期待できない状況だと思われます。

現在の決算状況から見れば、相当低めの料金となっており、収支において赤字が発生する状況が継続されることになり、これは後年度に負担を先送りしていることにほかならず、早急に使用料の改定を検討する状況にあるかと思います。

そこで、今定例会に下水道使用料の料金改定を提出されたと思いますが、幾つか質問をいたします。

まず、整備状況についてです。

1つ目に、計画区域に対する未整備区域の整備をどのように進めていく予定か、計画がどのようになっているのかお聞かせください。

2つ目に、現在稼働している処理施設の効率的な運用をどのように考えているのかお聞かせください。

3つ目に、整備済み区域の加入状況について。

加入者や加入率が妥当なものと思っているのか。

また、加入率を上げる努力はしているのか。

加入者に対する優遇措置はあるのかお聞かせください。

次に、使用料の改定について伺います。

1つ目に、使用料の値上げ幅は妥当なものなのか。

また、使用料の見直しは合併後初めてとなりますが、数年ごとに見直しを考えておられるのか。

県内の他市町との料金の比較はどうであるかお聞かせください。

下水道事業に関しての質問は以上です。

次に、志雄病院移転新築について伺います。

志雄病院の移転新築事業は、先月2月12日に旧志雄中学校跡地の建設現場において、地鎮祭と起工式が執り行われました。いよいよ本格着工することと思われます。

ここで、改めて着工から竣工、開院までのスケジュールと事業の概要、また建設期間中の周辺住民への配慮などについてお聞きしたいと思います。

また、新病院になることもあり、その名称、志雄病院を新しい名称の病院名にという声も聞かれますが、どのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

まず、整備状況についてでございます。

未整備区域の整備について、現在まだ整備が完了していないのは樋川地区であります。平成27年度に出浜が完了しまして、平成28年度から荻島に着手する計画となっております。

樋川地区の計画面積86ヘクタールのうち、平成27年度末の未整備面積は36.23ヘクタールでございます。整備率は42.1%となっております。

ただ、国、県からは、今後10年を目標に汚水施設の整備をほぼ完了するようにとの通達も来ているところでございます。

事業を着実に進めるため、国からの交付金を受けながら、町の負担軽減を図りつつ、事業内容を精査し、財政状況に合った無理のない計画策定と事業推進が必要であるというふうに考えております。

次に、現在稼働している処理施設の効率的な運用についてでございますが、処理施設の規模・能力について、建設を計画する時点においては、今後の処理人口、処理能力を見込んで、最適な規模、能力で建設をしたところでありまして、現在となつては、計画時には予想もしなかった急激な人口減少、節水機器の普及によりまして、汚水処理量が減少し、施設の規模、能力ともに過剰であることは否めません。

長期計画において、処理場の統廃合を計画しており、施設の効率的な運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、整備済みの加入状況についてでございますが、加入者数や加入率が妥当なものかという点でございますけれども、加入率は、平成28年1月末で、町全体では87.08%、地区別では、押水地区が94.75%、志雄地区75.06%となっております。

本来ならば、接続率100%となるべきでございますけれども、まだまだ加入率の向上を図らなければならないというふうに思っております。

加入率を上げる努力をしているかどうかということでございますけれども、ホームページ、あるいは町の広報等で接続促進について努めておるところでございますけれども、な

かなか計画どおりに進んでいないというのが実態でございます。

また、公共枡を設置している家庭で、まだ下水道に接続をしていない家庭に対しまして、「下水道接続のお願い」という文書を作成してお願いしておりますし、また職員による戸別訪問も実施して、鋭意接続率の向上に努めているところでございます。

ただ、加入者に対する優遇措置についてでありますけれども、本町で設定している優遇措置は、「早期接続を促進するため」の優遇措置でありまして、「加入分担金の助成」、「改造資金に対する融資」、「改造に対する助成」、それから「改造融資資金に対する利子補給」がございます。現在、この優遇措置を受けることができるのは、供用開始してから3年以内という家庭に限っておりますので、今後、経済的な理由で入らない方もいらっしゃると思いますので、改造融資資金に対する利子補給については、これはやはり期間延長するなどの検討をしていかなきゃならんのかなかなかというふうに思っております。

それから、次に、使用料の改定についてでございますけれども、使用料の値上げ幅は妥当なものかどうかということも含めまして、今回の改定では、現行料金の1.5倍増と、非常に大きな上げ幅となっております。

この改定案の料金を算定するに当たりましては、今後5年間の収支計画を策定し、収支バランスがとれる金額を試算したところ、汚水を処理するために必要な原価は、1立方メートル当たり800円となりまして、処理原価から一般会計繰入金、その他の収入を控除した結果、改定後の下水道使用料は、税抜きで1立方メートル当たり230円となったものであります。

次に、使用料の見直しを数年ごとに見直すべきではないかとのことでございますけれども、今回の改定は、本町が下水道事業を開始してから、消費税額の変更によるものを除いては、初めての改定ということでございます。

これまでは、使用料を抑制し、収支不足を補うために、一般会計からの補助を受け、下水道事業を賄ってきておりますけれども、一般会計からの基準外繰り出しにつきましては、困難な状況になってきています。そういうことで、今回は値上げをせざるを得ないという状況になってきております。

それから、改定の頻度についてでございますけれども、特に定めはございませんけれども、これからはやはり第3次の行財政改革大綱実施計画においても、3年ごとの見直しということを一応明記されておりますので、そういう方向でいかなきゃならんのかなかなかというふうに思っておりますし、また、日本下水道協会の「下水道使用料算定の基

本的な考え方」によりますと、料金の安定性、期間的負担の公平などの要素を考慮すると、一般的には3年から5年に一度見直すことが適当であるというふうに言われておりますので、今後はそのような方向でいかなきゃならんのかなかろうかというふうにも思っております。

次に、県内市町の料金と比較してどうかということでございますけれども、今回の改定が行われれば、一応県内一高い下水道料金ということになります。

ただ、高い低いということにつきましては、一概には比較できないのかなかろうかなというふうに思っております。と申しますのは、経営規模、人口密度、地理的要件、それから需要密度等、いろいろ立地条件に大きく作用するのが、この下水道料金の額でございますので、金額だけで比較するのは、なかなか難しいのかなかろうかなというふうに思っております。

それから、本町の下水道事業会計は、企業会計を適用しておりますけれども、県内のほとんどの市町では、特別会計制度を適用しております。

特別会計制度では、収支を均衡させる会計制度であります。原価計算が困難であるため、「処理原価がどれだけかかっている」ということは、余り考慮されていなく、使用料金の算定に当たっては、近隣市町の料金の動向を見ながら、料金の算定をしているというのが実情でございます。

現在、国においては、平成31年度までに特別会計から企業会計に移行するよう指導しております。他市町においても、今後、料金の見直しが行われるものと思っております。

また、議員各位を初め、町民の皆様方におかれましては、この下水道事業会計の厳しい状況を御理解いただきまして、環境保全の向上を図る観点からも御理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、志雄病院の移転新築についてでございます。

新病院の移転新築につきましては、去る2月12日に、無事起工式を終えることができました。

平成24年8月に新病院建設基本構想を策定して以来、3年半の歳月を経たところでありますが、これまで移転新築に向けて御支援と御協力をいただきました議会を初め、関係者の皆様方に改めて感謝を申し上げる次第であります。

今後の竣工までの工程であります。3月から基礎杭の工事に着手しまして、来年の3月末の竣工、5月の開院を予定しております。

工事に際しましては、騒音、振動、防塵対策を十分に行うほか、作業時間の厳守、工事車両の通行の安全管理など、周辺住民の方々への配慮に怠りのないよう施工者と随時協議することといたしております。

今後、1年以上に及ぶ大型工事であり、周辺住民の方々に対しましては、何かと御不便をおかけするかと存じますけれども、安全第一に円滑で着実に工事が進むよう努めてまいりたいと考えておりますので、新病院の完成まで、今後とも御理解と御支援を賜りたいと思っております。

次に、新病院の名称についての御質問であります。志雄病院の名称は、昭和24年の開院から65年以上を経て、歴史と愛着のある名称であることは言うまでもございません。十分承知しているところでありますけれども、町合併後10年が経過した現在、町民の方々からいろいろな意見を賜っておるところであります。

新病院につきましては、現在ある押水クリニックと統合し、地域の基幹病院として新しく生まれ変わることになります。これを機会に、新たな町立病院のスタートとして、全町民から親しまれる名称を検討してまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、所管の課長から御説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度末の未整備区域でありますけれども、敷浪のやわらぎの郷周辺、敷浪駅前付近、敷浪の国道159号沿線、敷波の国道159号の沿線、柳瀬の国道249号沿線の羽咋市側、荻島、荻谷となっております。

今後の整備につきましては、町長答弁のとおり、財政状況を見極めながら、整備を進めていきたいと考えております。

次に、加入率を上げる努力についてですけれども、1月13日に公共枡を設置している家庭で下水道に接続していない家庭404世帯に文書を送付いたしました。

その結果、接続工事に着手した家庭が4件、着手を検討するために、指定工事店の一覧表を持っていった家庭が3件ありました。

2月15日からは、職員による戸別訪問を実施し、接続促進の加入を図っているところであります。

戸別訪問を実施してございまして、接続を行う予定があるとの前向きな対応をされている

家庭もある一方、大部分の方が、「経済的に厳しい」、「後継者がいない」、「今のところ不便を感じない」といった回答が多いという状況も御理解をいただきたいと思っておりますけれども、下水道は汚れた水をきれいな水によみがえらせる良好な水環境の保全、創出に大きな役割を果たすものであり、今後とも引き続き粘り強く加入の促進に努めてまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 志雄病院事務局長 高島信夫君。

〔志雄病院事務局長 高島信夫君 登壇〕

○志雄病院事務局長（高島信夫君） 久保議員の御質問にお答えいたします。

志雄病院新築工事のスケジュールでございますが、3月当初から基礎杭の工事に着手し、その後、免震のための基礎躯体を4月末から施工いたします。7月には、免震装置を設置し、その後、9月から1階躯体、10月から2階躯体に取りかかり、12月中旬までに3階躯体の工事が終了する予定であります。躯体工事完了後、設備及び内装等の工事を行い、来年3月末の竣工となっております。なお、竣工後は、現病院からの引っ越し作業、医療機械等の搬入、各種検査等が必要なことから、開院まで2カ月程度の日数を要する見込みであります。

また、工事の進捗状況については、今後、広報紙やホームページを通しまして、順次、町民の皆様にお知らせしたいと考えております。

本工事の概要につきましては、旧志雄中学校敷地のうち1万5,779平米を病院用地とし、免震構造による鉄筋コンクリート3階建て、延べ床面積5,879平米の病院棟の建設のほか、ごみ庫、駐車場、調整池等の整備を行うものであります。

病院内部の構成といたしましては、1階に外来診療室、検査室、レントゲン室、2階にリハビリ室、手術室、3階には70床の病棟を配置しており、いずれの部門も患者の方に配慮した快適で利用しやすいつくりとなっております。より質の高い医療サービスを提供することにより、地域医療を担う中核病院として機能させたいと考えております。

また、工事による近隣の住民の方への配慮についてでございますが、去る2月5日に地元集落である子浦地区での工事説明会を行い、工事概要、工程等について説明させていただいたところであります。

○議長（林 一郎君） 次に、8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 貴重な時間をいただきまして、私は2点について質問をさせていただきます。

28年度の当初議会予算75億円、昨年よりも3億8,000万円ほど増加しております。増加した理由は、提案理由の説明にもありましたけれども、志雄病院の新築の予算が含まれているからであります。中身的にはマイナスの予算でございます。

一般会計の中身をお聞きするわけなんです、特に僕が大事に思っているのが教育、これからの町を背負って立つ子どもたちの教育費、そしてスポーツ。昨年27年度でも教育費、かなり削られました。小・中学校の先生は、今どう言っているか知っていますか。子どもに教育、教えるのに教材を買う予算もない。教科書だけで勉強は教えられないんです。いろいろなものが必要なんです。それをやりくりしながら、27年度は何とか先生も努力しながらやりしましたが、28年度の予算、また削られました。2割削られたのか、十何%かわかりませんが、どうなりますか。

今、新しい中学校が建って、旧志雄と旧押水の中学校の生徒が一緒になって、これから立派な生徒をつくるために、一生懸命やらなくてはだめなんです。そういうことがやはり僕は一番肝心ではないかなというふうに思っております。

そして、スポーツにしても、部活動ですね。遠征費とかバスの使用料、昨年も父兄の人たちはかなり負担しております。教育費がカットされるということは、部活費も一緒にカットされるわけなんです。ということは、28年度は父兄の負担が大いに増えるということなんです。それがもし町外、いろいろなところに情報が漏れますと、うちの町に若い人、子どもたち来ますか。来ませんよ。だから、教育とスポーツには絶対に予算を削らないように私はやっていただきたいなというふうに思っております。

そして、補助金、助成金についても質問したいと思います。

特に先ほど提案理由の中にありました宝達高校を支援する会、125万円をカットして、隣の志賀町見てくださいよ。志賀高校を支援するために大幅に増額していますよ。昔からあるからじゃなく、なくなったときに大変なことになるんですよ。

今年の求人定員もかなり割っています。昨年も割りました。これが三、四年続くと廃校の対象になるんです。そうならないためにも、みんな一丸となって支援しなくちゃいけないんです。なぜそういうものをカットするのかよくわかりません。

そして、ジュニアのスポーツの助成金80万円ありましたけれども、それもカットされている。やはり親に負担がかかってくるわけなんです。ですから、そういうものだけは僕は

絶対にカットしないように、いろいろ精査して、苦しいのはわかるんです。でも、それだけは絶対カットしないように僕はやっていただきたいなというふうに思っております。そういうことで、財政課長、副町長に答弁をお願いしたいと思います。

次に、宝達中学校、昨年開校してちょうど1年たちました。今いろいろな問題が出てきております。特に運動場、グラウンドですが、風が吹いたときに、風が強いときに砂がものすごい立つんです。そして、雨が降れば砂と一緒に流れる。それを少しでも食いとめるために、僕が、じゃ、芝生植えましょうと提案しました。それは、日本サッカー協会にお願いして、芝生を提供していただくんです。金額的には300万円の芝生ですよ。それをボランティア、100人、200人募って植えれば、夏までに真っ青になるんです。そうすると、砂の立つのも解消できるし、そしてサッカーだけじゃなく、400メートルトラックの整備も必要だと思います。芝生を植えることによって、子どもたちが校内で遊ぶより、外へ出て遊ぶようになります。その事例が内灘の清湖小学校、昨年、芝生植えました。冬も冬芝まいて、真っ青になるんです。新聞に出ていました。校内で遊んでおった子どもが芝生へ出て遊ぶようになってから、けがをする確率が7割減ったと書いてありました。それだけ芝生がいいということなんです。だから、将来的にはやはり400メートルトラックを整備し、中に芝生があれば、そんなすばらしいことは僕はないと思います。そのことをもう少し理解していただければよかったですのかなという思いを持っております。

日本サッカー協会に、来年そういう事業がおそらくないと思います。なぜならば、その事業は七、八年続いております。2020年には東京オリンピック、おそらく予算を全部そこに抛出すると思います。だから、今年が最後だからどうですかと提案しましたがけれども、残念ながらだめでした。

非常に僕は本当に悲しい。将来の子どものために言っていることが、こういうことにされたことに対して、非常に憤りも感じておりますし、非常に残念でたまりません。

教育長、運動場のあり方、教育委員長にも出席を求めたんですけども、今日来ていませんね。ということは、最終的に教育委員会に判断をゆだねましょうとなったわけ。そうしますと、どういう会議でどういう意見があったか一つもわかりません。ただだめでした、その一言です。だから、僕は、教育委員長が座長で議長ですから、最終的にあの人が判断したということも聞いておりますので、中身を聞きたいこともありまして出席を求めたわけでありまして、今日来ていませんので、残念ですけども、教育長のほうから答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 副町長 松浦敏昭君。

〔副町長 松浦敏昭君 登壇〕

○副町長（松浦敏昭君） 北本議員の御質問にお答えをいたします。

一般会計予算の中身についての御質問でございますけれども、今ほど議員からいろいろと御提案もあったことと存じますけれども、まず最初に、本町の財政環境でございます。

最初の町長の提案理由にもありましたように、平成26年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質公債費比率にあっては、前年度の18.6%から1.7ポイント減の16.9%となり、基準値である18%を下回ったことから、起債許可団体からの脱却を果たしたところでございます。

また、将来負担比率にありましては、対前年度2.4ポイント減の141.9%となっております。財政指標は、年々改善いたしておりますが、依然として県内では最下位、全国でも下位から実質公債費比率では40位、将来負担比率では78位という状況であります。

これまで、職員数の削減や公共施設の統廃合、公債費の繰上償還の実施などにより地方債残高を減少させ、財政健全化を最優先課題として取り組んでまいりました。これらの取り組みは着実に実を結び、7年連続で財政調整基金を取り崩すことなく予算を編成してまいりました。しかしながら、一般会計における地方債残高は約124億円と、類似団体と比較しても約2倍の借金があります。一方、財政調整基金では、本町の約5億3,000万円の保有高に対し、類似団体では約17億円となっており、本町は類似団体の約3分の1しかないという状況であります。

今後の収支見通しは、歳入では、提案理由にもありましたとおり、普通交付税の段階的縮減に加え、国勢調査人口の減少に伴う影響のほか、景気の低迷等による税収の減少など、一般財源の確保がますます難しくなり、今後の財政運営はこれまで以上に厳しいものとなっております。

一方、歳出では、義務的経費として、高騰する医療費や増大する介護給付、最近の傾向としては障害者に対する扶助費等も年々増えているほか、道路、橋りょうなどのインフラが更新時期を迎えるなど、財政需要は年々大きくなっております。このように、行財政を取り巻く環境は大きく変化しており、さまざまな課題があります。

このような中、歳入に見合った歳出が予算の基本であることを再認識し、ゼロベースから見直し、これまでも増して、効果の薄い事業の縮減・廃止を実行する一方で、新規事

業にも取り組み、住民満足度が高まるようなまちづくりを推進していくため、最上位計画である総合計画を筆頭に、3つの基本方針を念頭に予算を編成したところであります。1つ目は、財政健全化計画の基本理念の堅持、2つ目は、このたび策定しました第3次行財政改革大綱の推進、3つ目は、今後5カ年の地方創生の具体的な行動計画となる総合戦略の実行であります。

そこで、財政健全化を最優先に取り組んでいくことはもとより、特に、少子高齢化の進展に伴い、人口減少対策が極めて重要な課題であることから、総合戦略事業として子育て世帯への支援や若者の定住促進対策等を進めるための予算を計上したところであります。

今後とも、持続可能な行財政運営を行っていくため、第3次行財政改革大綱に基づく改革に不断に取り組み財源を捻出していくほか、減債基金を活用した繰上償還により、地方自治体みずからが必要な財源を確保しながら、限りある財源の中で諸施策に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、教育・スポーツ予算についてでございますけれども、昨年3月に、国や県の教育方針を受け、本町の教育行政の現状や課題を洗い出し「宝達志水町教育振興基本計画」を策定しております。この計画において、学力の育成、安心・安全な教育環境づくり、スポーツ活動の充実など7つの基本目標を掲げており、行政はもとより、学校・家庭・地域の連携により、各施策に取り組むべく予算を計上いたしました。

なお、予算の細部につきましては、所管の課長から説明させますので、御了承願います。

○議長（林 一郎君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 北本議員の御質問にお答えいたします。

先に、委員長への質問ということであったんですが、教育委員会を代表する立場でありますけれども、事務局の教育長としてかわってお答えしたいというふうに思いますので、お許し願いたいというふうに思います。

宝達中学校の運動場のあり方ということですが、中学校の運動場は、生徒の学校教育を行う上で大切な施設であるという認識であります。現在、学校の体育の授業はもちろん、部活動でも陸上部やサッカー部が使用しております。また、生涯スポーツの普及並びに青少年の健全育成を図るため、学校の教育の支障のない範囲で町民に開放し使用されております。この運動場が整備されてまだ1年足らずであるため、現状では敷いた土が定着しておらず、強風、大雨時には飛散し流れていくことは中学校長からも聞いておりますし、現

場でも確認しております。定着するには、もうしばらく時間が必要かというふうに思います。

それから、もう1点、芝生化のことについては、去る1月29日に教育委員会を開催いたしましたして、中学校の校長より意見を聞いたり、そしてまた、審議を重ね、最終的には緑の芝生が広がればすばらしいかとは思いますが、学校で使用する運動場としては、そこまでの手間暇をかけなくても、現状のままで十分使用が可能であるというふうな判断をいたしましたところでは。

以上で答弁終わります。

○議長（林 一郎君） 財政課長 近岡和良君。

〔財政課長 近岡和良君 登壇〕

○財政課長（近岡和良君） 私のほうからは、北本議員の一般会計予算の中身ということ、特にまた教育、スポーツ予算ということで、予算の中身ということでございますけれども、提案理由の説明の中でも一部御説明しております。重複するところがあるかなと思っておりますけれども、御容赦のほうをお願いいたします。その概要についてお答えしたいと思います。

一般財源の確保がますます難しくなる中で、予算編成に当たっては、国の取り組みと基調を合わせ、本格的な改革を継続して行うことにして、歳出の重点化、そして効率化に取り組んだところでございます。特に、団体等への補助金や助成金につきましては、当初の目的など行政効果を達成したもの、また達成することが見込まれず、毎年恒常的に支出されていないかなどを検証し、会費などの自主財源の確保にも努めていただき、事業運営・事業活動を行っていただきたく見直しを行ったところでございます。

また、公共施設の使用料では、町民においては合併以降無料としてきましたけれども、住民負担の公平性の観点と受益者負担の原則に立ちまして、ことしの10月から施設使用料の有料化を含めた関係条例の改正案を現在提出しておるところでございます。関係各位の御理解と御協力をお願いするところでございます。

さて、平成28年度一般会計当初予算に盛り込みました最重点施策では、総合戦略枠として4つの基本目標を掲げまして、地方創生に本格的に取り組んでまいりたいと思っております。

まず、1点目の「安定した雇用創出」では、農作物等ブランド化推進事業や宝の土地活用推進事業では町有地の有効活用についての調査。

2点目の「地方への新しい人の流れをつくる」では、民間賃貸住宅の建設補助や入居する方への家賃補助、さらには金沢市などへの通勤補助により若者の転出を抑制したいとするものでございます。

3点目の「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」では、第1子目からの出産祝いや、子育ての経済的負担を軽減するため節目の年の祝い金により、子育て支援を充実したいと考えております。

4点目の「地域と地域を連携する」では、空き家・空き土地バンク事業により定住促進を図るものでありまして、平成28年度は以上の事業に対する経費として7,500万円余りを計上しているところでございます。

なお、一般会計における教育予算・スポーツ予算でありますけれども、先ほど議員御指摘のとおりでございますが、教育費全体では4億7,700万円余りを計上しており、前年度と比較しますと、小学校の吊り天井の改修工事、そして旧志雄中学校の解体工事の完了等によりまして37%余りの減になっておるところでございます。

個別的な事業といたしましては、教育振興費では、就学困難な児童に係る就学援助や学習支援のための特別支援教育支援員を増員するほか、要・準要保護児童・生徒への援助費、特別支援教育就学奨励金については、引き続き所要の経費を確保したところでございます。

また、心豊かでたくましい子どもたちの育成を目指すことから、各小学校での特色ある事業として心の体験活動事業に要する経費のほか、情報教育環境の充実を図るため小・中学校のコンピュータ教育に要する経費を計上するものであります。

このほか、人材育成を図っていく観点から、学ぶことや働くことの意義を理解する趣旨として、地域体験を中心とした職場体験活動も引き続き実施をいたします。

また、平成26年度から再開しましたオーストラリア・ヌーサとの青少年国際交流派遣事業につきましても、国際社会に対応できる人材育成のため、所要の経費を計上し、中学生・高校生の派遣を予定しております。

教育関係での総合戦略事業におきましては、児童・生徒の英語力の向上、かつ挑戦意欲や学習意欲の向上を図る観点から「宝たち検定チャレンジ事業」として、英語や漢字検定等の検定料の支援を行います。

また、児童のうちから企業マインドを醸成することで、積極的に未来の町を担う「人材」を育成することから、「宝たちビジネスアカデミー事業」として所要の経費を計上いたしました。

最後に、スポーツ関係でございますけれども、議員御承知のとおり、ジュニアスポーツ育成事業として、県内外から優秀なチームを招待し、子どもたちの技術の向上と相互交流を深める大会への支援を行うほか、中学校クラブ活動への助成につきましても、全国大会等への補助金など所要の経費を確保いたしたところでございます。

そのほか、スポーツ関係での新しい取り組みといたしまして、「ゴールドンスクール」と銘打って、町内各保育所を回るキッズスポーツ教室を開催することで、神経機能の発達が著しい幼少期に、サッカーや野球のほかに、さまざまなスポーツを体験することにより、運動能力の向上、そして健康的な体の育成を図っていくものであります。

以上が一般会計と教育スポーツ予算の中身の概略でございます。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 答弁ありがとうございます。

一般会計、国勢調査により、人口が1,300人減ったんですかね、5年前から見れば。交付税も2億円余り減らされました。

データの的に1年に二百七、八十人減っていくのは、もうわかっているんです。10年前から合併したときからそうなんです。なぜわかっているのに先行投資をしなかったのか。

2年前に地方創生、昨年、総合戦略を作成し、遅いんですよ。2億円減らされるなら、5年前から2億円資本投資すればいいんですよ。それだけ人口が減るわけじゃないんですよ。半分にとどまるかもわからないんですよ。今からやったって遅いです。みんな一緒にやっているんだから。先にやったものが勝ちです。

今回の総合戦略の中に、今、財政課長が言っていましたけれども、それはそれでいいんですけれども、僕は遅いと思います。

話の中に、保育所のキッズスポーツの育成がありました。私ら協会として、保育所に芝生、ほとんど植えたでしょう。それが今実っておるんですよ。外へ出て、ケガしません、芝生の上では。そういう活動も一生懸命やっけてきているんですよ。子供の家も植えました。サッカー場の後ろのソフトボール場も全部植えました。それも日本サッカー協会にお願いして、芝生をもらって、みんなボランティアで植えましたよ。なぜ中学校がだめなのか。僕、それが解せません。よくわかりません。

本当に将来の子どものために考えるなら、絶対に400メートルトラックを整備し、中に

芝生なんですよ。いろいろな大会を誘致できるんです。将来的にそれを考えていただきたいなというふうに思います。

そして、宝達高校の支援、多いときに135万円あったと思うんですけども、僕の言うのは、かほく市に勝てるのはそれしかないんですよ。かほく市に県立高校ありますか。高校あるだけでもすごいですよ、うちの町は。それはやはりしっかり大事に考えなきゃダメなんですよ。ですから、本当に議員も執行部も町民も学校の先生も一丸となってやらないと、宝達高校なくなりますよ。本当に一緒に頑張りたいと思います。

以上です。答弁は要りませんので。

○議長（林 一郎君） 一般質問の途中でありますが、昼食のため暫時休憩いたします。

なお、午後は1時から会議を開きますので、よろしくをお願いします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（林 一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） 私は、今定例会におきまして3点ほどお聞きしたいと思います。

まず、1点目でございますが、コミュニティバスの運行計画でございます。

昨年度、スクールバスの空き時間を利用したコミュニティバスの運行を町内午前2回・午後2回、試行的に1年間運行されたと思います。その結果、間違っているかもしれませんが、私がバスと遭遇したときは、午前はそれなりに乗車されておりましたが、午後の便になりますと、乗車数が非常に少ないと思いました。こういった実態を町執行部も当然把握されていると思われまので、こういった実態を踏まえて平成28年度運行をやりますという町長の先ほどの提案理由の中にもありましたが、その運行する計画の内容、どのようにお考えか、町長にお聞きいたします。

2点目といたしまして、各種団体への補助金等についてお聞きいたします。

平成28年度予算案では、各種団体への補助金などを一律1割相当額の減額を講じた予算が示されておりますが、財政の健全化を図る上でやむを得ない手段かとは思いますが、合併10周年たった今、こういった団体への削減は、私の記憶では2回目ではないかと思われま。こうした状況を早く打破し、安定した財政状況を築き上げていただきたいと思う一

人でございますが、特に今回お聞きしたいのは、これら団体の中、唯一町の宝である子どもたちのスポーツ交流、これは先ほど北本議員の質問にも少しかぶりますが、町長はよく子どもは町の宝であると申しておりますが、また体育協会にしましても、若者から高齢者まで、幅広く交流人口の増進、また健康増進のためにも日ごろ活動しております。町を明るく活性化させるには、若者の力が必要であり、少子化の観点からも子どもたちのスポーツ・勉学をのびのびとできるような環境づくりをつくるのも行政の一端かと思いますが、町長はどうお考えかお聞きいたします。

3点目でございます。統合中学校送迎含めたバスの運行計画及びバス停についてお聞きいたします。

まず、1点目、送迎含めたバスの土日祝日の運行計画についてお聞きします。

現在、土日祝日のバスの運行は、土曜学校は別として、迎えは午前と午後の便、送りは午後の便、夕方の便かと思いますが、1年間送迎してみて、その実態はどうであったのか。また、部活のバス利用は、3年生は7月ごろまで部活がありますので、乗車人数も多いと思いますが、8月以降は1・2年生が主で、人数も少なくなっていると思います。このような実態を踏まえ、ルート変更の必要、または部活への増車の必要がないのか、教育長にお聞きいたします。

2点目、送迎用バスのバス停についてでございます。

現在、バス停が数カ所ありますが、夕方になると電気もつかず非常に暗い箇所が何カ所がございます。その中でも白虎山公園近くのバス停については、過去に不審者も出たという場所でもございます。生徒の安全・安心の観点からも早急な対応が必要だと思います。また、敷浪バス停、国道249号沿いにおいても、近くに防犯灯もなく非常に暗く、国道に歩道もない。また、国道を横断する箇所、駐在所前でございますが、この前も暗い。ほかにも菅原バス停等危険な場所もありますが、生徒の安全・安心を願うなら早急に対応が必要だと思いますが、教育長のお考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 土上議員の御質問にお答えいたします。

まず、コミュニティバスの運行についてであります。御承知のとおり、平成27年4月から、宝達中学校スクールバスの空き時間を活用し、試験的に3台のバスで、3つのコースを無料運行してまいりました。

そのバスの利用状況でございますが、議員御指摘のとおり、8割以上の方が午前中の便を利用されておられます。そして、その約半数が宝寿荘の利用者でありました。

また、運行内容におきましては、「乗車時間が長いため目的地に着くまでに疲れてしまう」という御意見や、運行体制においても、1日当たりの走行距離が長いために、バスへの負担が大きく、その維持管理に問題があるなどの課題が残る結果となっております。

このような状況を踏まえまして、来年度は運行日やバスの台数などについては、今年度と同様ではありますが、コースやダイヤにつきましては、試験運行の利用状況などを踏まえ、便数やルートを見直しいたします。

その考え方といたしましては、バスへの負担を軽減するために走行距離や便数を見直すとともに、宝寿荘利用者の乗車時間の短縮を図るもので、これにより効率的な運用と利用者の利便性の向上につなげたいというふうに考えております。

何分、スクールバスの空き時間運行という性質上、限られた時間の中での効率的な運行につきましては、今後も利用者のニーズに合わせ、随時、運行体制等の検証、見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

次に、各種団体の補助金についてであります。本町では、これまで第1次及び第2次行財政改革大綱を策定し、複雑多様化する行政需要に対応するべく、各種事務事業全般の改革を進めてまいりました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少等の社会経済情勢の変化に伴いまして、町財政を取り巻く状況は大きく変化しており、今後も一層厳しさを増していくこととなります。

このような中、国の取り組みに合わせた改革を継続して行っていかなければならないことから、新たに第3次行財政改革大綱を策定し、真に必要なサービスを最小限の経費で持続的に提供していくために、さらなる一般財源確保に向けた歳出削減に取り組んでいかなければなりません。

そこで、歳出全般の中でも、町が拠出している補助金についても大幅な見直しが求められております。

その補助金等の見直しにつきましては、基本方針として、各種団体や町民にも理解を求め、行政の責任分野、団体の活動内容や費用対効果、経費負担のあり方について見直し、整理合理化を図っていくことといたしております。

このような状況から、平成28年度予算では、各種団体等補助金を10%程度削減いたしました。削減ばかりではなく、限られた財源を有効活用するためスクラップ・アンド・ビ

ルドにより、人口減少に歯どめをかけ、定住促進を図るべく、地方創生に係る補助金を新設したところであります。

町体育協会におかれましては、アマチュアスポーツの普及・発展、会員相互の研さん及び親睦という目的意識を持ち、日ごろの活動に取り組んでおられることには敬意を表するものでありますが、厳しい町の財政事情を御理解いただき、補助金が減額になるので活動が停滞・縮減されるという考え方ではなく、本来は、本人自身が興味のあり、また技術や体力の見合う協会に自主的に加入され、活動されているものと思っております。

そこで、協会におきましても、今後はできるだけ補助金等に頼らない自主的・自立的な運営を目指していただきたいと願っております。

また、ジュニアスポーツ関係では、他町との交流が盛んで、スポーツ交流人口の増加や青少年健全育成が図られるなど、十分に効果が見込める団体に対して、その交流大会開催のための経費として助成してきたところであります。

なお、補助金等については、今後も「町補助金等に関する基本方針」に基づき、継続して見直しを行ってまいります。なおかつ、厳しい財政状況を踏まえ、行財政改革大綱実施計画においては、平成30年度には20%、平成32年度には30%の削減を予定しておりますので、関係各位の御理解と御協力をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 教育長 勝二信隆君。

〔教育長 勝二信隆君 登壇〕

○教育長（勝二信隆君） 土上議員の御質問にお答えいたします。

宝達中学校の送迎を含めたバスの土日祝日の運行ですが、現在も部活動の登下校のもの、練習試合に使用するものが運行されております。その実績ですが、部活動のための朝の登校便は、7月まで土曜日の平均が4.9台、日曜祝日が1.9台でありました。そして、8月から2月は、土曜日が平均3.5台、日曜祝日が1.4台でした。それ以外に、練習試合に使用されたものが、7月までは土曜日が0.9台、それから日曜祝日には1.0台。8月から2月にかけて、土曜日が平均0.4台、日曜祝日も0.4台でした。7月に郡、県の大会が終了するため、使用頻度が若干下がったものかと推測されます。

スクールバスですので、毎回、学校から乗車人数を聞き、その都度ルートも検討・変更し配車をしております。土日祝日であっても通常の部活動の登下校送迎を優先しますが、今年度の実績では、日曜日のバスに少し余裕がありました。練習試合に活用していくこと

ができると考えられます。

また、バス停についての御質問ですが、非常に暗く防犯上、街灯が必要な場所があるのではとのことですが、確かに冬場は大変暗くなるのが早いため、児童・生徒の安全確保は大切だというふうに考えております。それぞれに早急に現状を調査し、どのような方法で解決できるかを検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 4番 土上 猛君。

〔4番 土上 猛君 登壇〕

○4番（土上 猛君） まず、送迎バスの件ですけれども、今、土曜日が平均何台、日曜日が何台というふうに言われました。私らにしたら思うのは、これ実際、大差はないと、実際数字的なものは判らないと思いますけれども、仮に土曜日、日曜日の部活ぐらいになりますと、部活によってどこかへ遠征する、いろいろな件になったら、集合時間も変わってくると思います、学校への集合時間も。当然送迎のバスに乗らない時間も出てくる日もあると思います。そういったところをきちっと精査をしながら、できるだけ日曜日、土曜日、部活のそういったところにも利用できるような配車計画というか、そういうものをもっと利用していただきたいなど。

やはりバスが出されないということになったら、保護者の方々か、誰かが乗り合わせて子どもたちを乗せて、どこかその会場へ行く、あるいは高いバス代を払ってバスを頼んでどこかへ行くとか、そういうふうな感じで部活をやっていると思います。だから、そういうところを少しでもやはり軽減させる意味でも、そういうバスの調査というか、そういうもう1回さらなる調査を一遍お願いして、できるだけスムーズなバスの利用、そういうものも図っていただければなというふうに思います。

以上、これあとはバス停については、その場所によって、仮に菅原ですと、国土交通省の絡みも出てまいります。だから、そういうところもありますので、他の課との連携、そういうところをやはり密にし、結局、街灯にしても、やはり防犯灯、あるいは道路のほうの街灯とか、いろいろなことをやはりほかの課との連携を密にしてやっていただければ、まだまだスムーズな展開ができるのかなと思いますので、今後早急なそういった精査をしてやっていただきたいと思います。

以上です。答弁はいいです。

○議長（林 一郎君） 次に、2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 寶達です。

議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

2年ほど前、消滅可能性自治体という言葉が日本中に大きな驚きを与えました。これは、将来にわたって大幅な人口減少が進み、現在の枠組みにおいて自治体としての存続が危ぶまれる地域を指しており、我が町もこれに当たっております。

もちろん、統治や自治の形は、時代によって変わるものであり、自治体が現在の形で継続しなくなったとしても、地域には人があり、自治は続いていきます。しかし、現在は、この地域において活力ある社会を存続していけるかどうかの分水嶺とも言える重要な時です。

この地域において、はるかなる先人からのさまざまな伝統が若い世代への継承を繰り返すたびに発展し、夢にあふれた未来を築いていくための足がかりとして、今般策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略が効果的に進められ、大きな成果が得られることを強く望み、以下の質問をいたします。

まず、総合戦略の目標と施策の選定理由をお示してください。

総合戦略は、推進会議を経て練り上げられたものですが、最終的に総合計画に取り入れられなかった提案についても、今後の町政に生かしていくことが大切と考えますが、いかがでしょうか。御所見をお示してください。

次に、推進期間中の財源をお示してください。

さて、当町の総合戦略は、人口減少をなるべく緩やかにすることが目標の一つですが、そのためのターゲットとなる重要な数値が出生率や20代、30代の転入者数、Uターン数であると思います。そこで、これらの数値に関して現状をどのように分析しているか。向上のためにどのような施策を講じるのかお示してください。

地域の活力を見出す政策としては、人口対策だけでなく、経済対策も求められます。今般の総合戦略には、「宝たち成長祝い事業費」が掲げられています。その中の成長祝いは現金で支給されるようですが、現金であれば、町外で消費したり、人口対策の中で目的としている子育てや教育以外のことにも使われたりするかもしれません。町内で確実に消費されるようにすれば、地域経済における好循環に幾らかの効果があるはずですが。今後の政策には、こうした好循環を創り出し、循環の輪を広げていく努力が必要であると考えます。

そこで、成長祝い金は、地元経済活性化のために、町内限定で使用できる金券やポイント等を支給するか、保育所や学校で必要となる費用、例えば給食費や制服ですが、こうしたものの補助として使途が限定される形で支給するのが望ましいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 寶達議員の御質問にお答えいたします。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。我が国は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えており、先日公表されました国勢調査の速報値においては、国の総人口が1920年の調査開始以来、初めて減少しております。

本町におきましても、前回調査時から約1,100人減少する結果となっており、人口減少問題は、まさに深刻な状況を迎えております。

このような状況下、町といたしましても人口減少問題を克服するため、宝達志水町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策に今まで以上に力を傾注するところであります。

さて、この町総合戦略であります。国の総合戦略と歩調を合わせて取り組むべく、4つの基本目標を掲げております。

まず、「地方における安定した雇用を創出する」こと、次に、「地方への新しいひとの流れをつくる」こと、また、「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえること」、そして、「時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」ことというものであります。

その基本目標をもとに取り組む事業につきましては、有識者及び住民の代表者で組織する「まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議」から出された多くの御意見・御提案を多角的な見地から検討し、まずは即効性が期待できるものから事業化の上、順次実施していくこととしております。

今回いただきましたその他の御意見・御提案についても、非常に意義深いものばかりでありますことから、今後、策定を予定しております第2次のまち総合計画を初めとし、町政運営全般において有効に活用してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、その他詳細につきましては、所管の課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 松栄 忍君。

〔企画振興課長 松栄 忍君 登壇〕

○企画振興課長（松栄 忍君） 實達議員の御質問にお答えいたします。

まず、町総合戦略における推進期間中の財源についての御質問でございます。

国の来年度予算案には、総合戦略における財政支援として、「地方創生推進交付金」なるものが盛り込まれており、現在、その対象事業の洗い出しを行っておるところでございます。

その対象となりますならば、事業費の2分の1程度が財源として確保できる見込みでございます。

次に、本町の出生率や転入者数についての御質問でございます。

まず、若い方々の転入者数についてであります。

厳密にUターン者のみということにはちょっと困難でございますが、30歳未満というくくりで考えてみますと、昨年度の転入者数は185人、一方、転出者数は179人となっております。若い方に限ってみれば、昨年度は転入のほうが多いという状況でございます。これはうれしい限りでございますが、ただ一時的なものと考えております。

と申しますのも、本町の人口全体を見ますと、旧町時代の平成7年を境に、ずっと転出超過が続いているのが現状でございます。この傾向は今後も変わらないと思われまことから、人口の町外流出を少しでも減らすことが喫緊の課題であります。

次に、出生率でございます。本町の合計特殊出生率は1.36となっており、全国の1.42、あるいは石川県の1.45よりも低い数値となっております。

この出生率のもととなる出生数、生まれてこられる子どもさんの数でございますが、毎年減少を続けておりまして、今年度は60人を下回るものと予想され、ますます少子化が進む見通しであります。

町では、このような現状を踏まえ、少子化対策として、これまでの子育て支援事業に加え、新たに「宝たち成長お祝い事業」に取り組むとともに、民間賃貸住宅の建設に対する補助や家賃助成、通勤サポート助成を行うことで、特に若い方々の定住化を図っていきたいと考えております。

次に、今ほど述べました「宝たち成長お祝い事業」の成長祝い金について、町内限定で

使用できる金券やポイント等、あるいは保育所や学校で必要となる費用への補助制度としてはいかがかということですが、この事業、町の宝である子どもたちの成長を祝うとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ることにより、若い世代の定住を促進し、出生数の増加を図ることを目的に実施する事業でございます。当事業の中には、出産に対する「出産祝い金」と子どもの成長に合わせての「成長祝い金」の2つの祝い金を設けてございます。

これらの助成についてでございますけれども、議員御指摘のことも踏まえ、その方法についてさまざまな観点から検討を重ねてまいりました。その上で諸般の事情を総合的に勘案した結果、「成長祝い金」につきましては、まず現金を贈呈することといたしました。

一方、「出産祝い金」につきましては、これも議員御指摘のとおりでございますけれども、宝達志水町ポイントカード会加盟店で利用できる商品券を贈呈し、商業振興にも寄与したいということでまずは取り組むことにしております。

なお、これらの制度でございますが、今後、助成を受けられた方や関係各位の意見等を踏まえ、随時検証を重ね、より効果のある方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 2番 寶達典久君。

〔2番 寶達典久君 登壇〕

○2番（寶達典久君） 成長祝い金のことで再質問しますけれども、諸般のことを考えて現金でということですが、町の予算がだんだん小さくなっていく中で、行政の予算がなるべく町の中で落ちるといふか、そういうふうに使われていくことをもっとせんなんのじゃないかなと思うんです。ということで、この成長祝い金もできる限りそんなものにしたほうが、行政がそんなふうを使う。町民の皆さんも町でなるべく使わんなん、そんなふうな雰囲気もできてこんかなと思うんです。なので、私、さっき質問で言いましたような町内限定で使えるような形、みんなで町でお金を使いましょう、そんなふうな努力を率先していただきたいと思っておりますので、また御検討をお願いします。

○議長（林 一郎君） 企画振興課長 松栄 忍君。

〔企画振興課長 松栄 忍君 登壇〕

○企画振興課長（松栄 忍君） 今の再質問についてお答えいたします。

先ほど私、諸般の事情ということでお答えいたしました。実はこの諸般の事情ということで、もらわれる方、どういう形でもらえれば一番うれしいのか、あとこの贈呈する町と

してどういう形で贈呈するのが一番いいのかという2つの点から検討してまいりました。

今御指摘ございました、例えばポイントカード、それから出産祝い金につきましては、ポイントカード店で使用できる商品券ということを考えておりますけれども、そのようなことができないかと。そうすれば、町内の経済振興にもいいほうに働くのではないかと、そういうことをいろいろと考えてみました。

まず、ポイントカードというのが一つ、これがポイントでございまして、その商品券でございましてけれども、現在、ポイントカード会ですか、昨年の10月に立ち上がりまして、まだその加盟店等少のうございます。それゆえに、来年度、その形でお出しするならば、使う方がちょっと困るのではないかという観点に立ちまして、まずは来年度は成長祝い金につきましては現金を支給させていただくと。当然のことながら、町内のお店で使っていたきたいということを申し添えて贈呈させていただくものでございます。

今後につきましては、先ほども申し上げたとおり、もらえる方、それから町側、いろいろな事情を踏まえて、どういうやり方が一番いいのか、これは毎年度検証して、よりよい方法でやってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（林 一郎君） 次に、5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 私から、第3次宝達志水町行財政改革について質問いたします。

本町では、合併後の平成18年3月から、第1次、第2次と10年間にわたり行財政改革が進められてまいりました。この間、公共施設の統廃合や指定管理者制度の導入、職員定数の削減など財政健全化策が推進されてまいりました。

財政状況は、26年度末決算では、財政健全化判断比率については、先ほどから何度も出ておりますけれども、かなり効果が上がっておりまして、特に地方債の発行残高につきましても221億円となっており、その効果が非常に出てきていると考えております。

今後は、普通交付税の合併算定替えに加えて、国勢調査の影響や、人口減少に伴う収入の減少が懸念され、より厳しい状況になると推測をしております。

第3次行財政改革は、28年度から5カ年の計画で実施され、これと並行して27年度から総合戦略があり、この5年間は不退転の決意で取り組まなければなりません。

これらの取り組みは、この宝達志水町が将来にわたって生き残っていくための方策として考えており、町民と行政・議会がともに情報を共有し、力を合わせ推進していかなければならないと考えておるところでございます。

そこで、初めに津田町長にお尋ねいたします。

財政の健全化判断比率については、今年度末決算ではどれくらいを試算されているのか。あわせて、これまでに進めてきた行財政改革による効果をお聞きいたします。

次に、今後の財政見通しと行財政改革の計画期間の平成32年度までの5年間について、どのように目標値を設定しているのか、予定どおり財政の健全化が図られていくのかどうか、それをお聞きいたします。

3点目は、財源の確保について、住民の負担の公平・公正の立場から公共施設の利用料・使用料について町条例の見直しが提案されております。また、町税や上下水道等の使用料、負担金など公共料金の収納率向上など自主財源の確保が盛り込まれております。これらに高い目標値を設定し、未収金や滞納が生じないようにやる気を起こし、全職員挙げて取り組む意気込みや姿勢が見えるようにならなければならないのではないか、これが財政の健全化につながっていくものだと考えております。

4点目は、出生者数が減少し、少子化傾向が進む中で、子どもたちに快適な教育環境のもとで、充実した教育と保育の質の維持に向け、小学校及び保育所の統廃合について、今後の計画と整備方針をお聞きします。

最後に、松浦副町長にお尋ねいたします。

行財政改革推進本部長として、第3次行財政改革の推進に当たって、どのような姿勢と考え方で臨まれるのかをお聞きし、質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 柴田議員の御質問にお答えいたします。

第3次行財政改革についての御質問であります。第1次及び第2次行財政改革は、行政サービスを低下させないことに配慮しつつ、大綱に基づき実施計画を策定し、目標に向かって町を挙げて取り組んでまいりました。

その結果、財政の健全化、公共施設の統廃合、職員数の削減、機能的な組織の改革、事業の民営化、あるいは民間委託の推進など各種事業において一定の成果を上げられたと考えております。

事実、財政健全化の指標であります実質公債費比率、将来負担比率においては、大幅に改善されてきております。

これも町議会を始め町民の皆様方の御理解と御協力があったからこそと感謝いたしてお

るところであります。

しかしながら、今後も引き続き厳しい財政状況が見込まれる中、財政の健全化をさらに推進するとともに、「真に必要な行政サービス」を「持続的に提供」していくことを課題として、これを支えていく経営体質をつくり上げていくため、町議会を初め町民の皆様と情報を共有し、一体となって第3次行財政改革に取り組まなければならないというふうに考えております。

まず、健全化判断比率の平成27年度決算見込みについてであります。実質公債費比率は14.5%、将来負担比率にあつては131.8%と推計しております。

次に、今後の財政見通しと行財政改革の計画期間の平成32年度までの5年間について、どのように目標値を設定しているのかとの質問であります。歳入のうち町税では、給与所得の伸び悩みに加え、人口減少等による納税義務者数の減少などで、町税収入の増加が見込めない状況にあります。普通交付税では、合併算定替えの段階的縮減や国勢調査人口の減少に伴う影響などにより、さらなる減少が見込まれ、一般財源の確保が極めて厳しいものとなっております。

歳出では、医療・福祉・介護などの社会保障関連経費の増加や、橋梁等インフラの老朽化に伴う維持補修経費のほか、毎年増大化していく事業会計・企業会計への繰出金など、財政需要は増加の一途をたどっております。

こうした中、行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、これまで以上の歳出削減に取り組み、持続可能な行財政基盤を構築していくことが必要不可欠となつてきております。

つきましては、このたび策定しました行財政改革大綱に基づく取り組みにより、財源確保策等を講じながら、喫緊の課題であります地方創生の各施策にも取り組んでいくこととしております。

今後5カ年の目標値では、実質公債費比率では、縁故債の繰上償還や地方債の据置期間の見直しにより負担額を平準化していくことで、13%から14%台で推移していくものと試算しております。

将来負担比率では、標準財政規模や地方債現在高及び公営企業への繰出額など、現時点では試算要因が不透明ではありますが、他の団体に比べ高い水準であることから、繰上償還による地方債残高の削減や充当可能基金への積み立てなどを積極的に検討しながら、財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、予定どおり財政の健全化が図られていけるかどうかであります。本町の最重要課題である財政健全化に向けて、今般、第3次行財政改革大綱を策定しており、この計画がいかにか実行されるかが財政健全化が図られるかどうかの「かぎ」であります。

そこで、「理解と協力」のもと、行政・町民・議会が「行財政改革断行」という同じ方向に向かって進むことこそが今求められていることでもありますので、財政健全化という「たずな」を緩めることなく、将来のまちづくりのために身の丈に合った政策実行に邁進したいと考えております。

次に、公共施設の使用料の見直しの必要性と増収額についてであります。町内の公共施設を利用した場合、受益者負担の原則により、費用の一部を施設使用料として負担いただいておりますが、町民の施設使用に当たっては、長年にわたって無料としてまいりました。

今般の見直しは、行財政改革大綱での自主財源を確保することや適切な受益者負担及び利用者と未利用者の負担の公平性を確保する観点から、現行の使用料の水準等も調査した上、見直すものであります。

また、現在無料で利用されております駅前駐車場等につきましても有料化し、適正な受益者負担をお願いするものであります。

これらの見直しに伴います増収額であります。町職員等の庁舎駐車場及び駅や町営住宅の駐車場のほか、町民センターや生涯学習センター施設使用料等で、総額400万円余りの増収を見込んでおります。

なお、当該使用料につきましては、行財政改革大綱に基づき社会情勢等の変化に応じて、定期的に見直しの検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、小学校及び保育所統廃合の今後の計画と整備方針についてであります。小学校及び保育所の統廃合については、当町でも少子化は急速に進み、5年後の平成32年度には、5つの小学校での児童数の推計は、現在の647名から462名へと減少し、保育所の児童数の推計は、369名から259名へと減少する見込みであります。

そのため、昨年「町小学校及び保育所統廃合検討委員会」を設置し、子どもたちにとって望ましい教育及び保育の環境を実現するため、今後のあり方を計4回にわたり検討していただきました。

その結果、小学校においては、「児童の社会性を育む教育環境や教育効果を高める適正な学校規模を考慮した場合、まず複式学級となる小学校を設けないことが必要である。」、

保育所においては、「児童の集団・交流活動は一定の集団の中で実施されるのが効果や成果が期待されることから、入所児童数が30人未満となった保育所は廃所とする。」との報告を受けております。

本町における出生数は、これまでの状況から推計した場合、年間約50人から60人と推計されるため、数年後、各小学校においては、複式学級の出現が確実なため、教育環境の充実の観点から、より早期の対応が必要であり、また、保育所にあつては、入所児童数が30人未満、1クラス5人でございますが、となる保育所はしばらくありませんが、少子化傾向が進む中で、まとまった児童数を確保し、小さいころから集団行動ができる教育・保育環境整備の早急な対応及び築40年を超え老朽化が著しく、児童の安心・安全を考慮すると、遅滞なく統合すべきであると考えております。

第3次の行財政改革大綱実施計画では、統合の時期を平成30年度としております。

しかし、町全体で、小学校を1校にするのか、2校にするのか、また保育所についても、1所にするのか、2所にするのかも決まっていない段階であります。この問題は、建設するまでには決めなければなりません。差し当たって、改革大綱実施計画の平成30年度をめどとした統合を考えたとき、現段階では、暫定的な措置として、小学校は、良好な教育環境を確保するため、施設の規模から志雄小学校、相見小学校の2校が適当ではないかと考えております。

また、保育所は、施設の規模、耐震化、老朽化を考慮した場合、南部保育所、相見保育所の2保育所が、病後児保育など保育環境が最善でありますので、適当ではないかと思っております。

なお、建設については、財政事情から病院建設後、町財政が安定するのに時間を相当要しますので、暫定的な措置として改革大綱に沿って進めてまいりたいというふうに考えております。

今後は、町政懇談会等を通じて丁寧に御説明申し上げたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、細部につきましては、所管の課長から説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（林 一郎君） 副町長 松浦敏昭君。

〔副町長 松浦敏昭君 登壇〕

○副町長（松浦敏昭君） 柴田議員の御質問にお答えします。

第3次行財政改革の推進に当たっての本部長としての姿勢と考え方の御質問でございま

すけれども、第1次行財政改革では、合併後多くの職員の人員整理や施設の統廃合を中心に、また第2次行財政改革は、財政の健全化を主眼に本町の体力に見合った行財政運営するための改革を行ってきました。今回の第3次行財政改革は、先ほども町長の答弁にありましたように、本町が平成32年度以降も持続的な行財政運営ができるよう、効率的な行財政運営ができるよう取り組むものでございます。

第1次及び第2次行財政改革とさまざまな改革項目に取り組んでまいりましたけれども、まだまだ取り組まなければならない項目も多くございます。実施計画にも挙げておりますケーブルテレビ事業や下水道事業など不採算事業の抜本的な見直し、また今回新たに町民の皆さんにも負担をお願いすることとなる施設使用料の徴収、各種団体等の自立を求める補助金・助成金の削減など、これまでなかなか踏み込むことができなかったところも改革項目として取り組まざるを得ない状況でございます。

このような状況から、最も重点的に取り組まなければならないことは、まず基本方針の1番に掲げておりますように、職員、人材育成でございます。

戦国武将の武田信玄の言葉に、「人は城、人は石垣、人は堀」とありますけれども、今後、まちづくりを行うためには、政策形成力を備えた他自治体との競争に勝ち抜くことのできる、そういった職員を育てていくことが肝要だというふうに考えております。まずは、職員一人一人が現状を正しく認識し、町長と同じ思いになって改革に取り組まなければならないと考えております。

既に今年度、第3次行財政改革大綱を策定するに当たりまして、全職員を対象に「本町の財政状況」と「職員一人ひとりが自らの仕事を見直すことで町全体の行財政改革が進むこと等」現状認識と意識改革の研修を行ってきたところであります。また、現在、普通会計における職員数につきましては、類似団体の平均職員数とほぼ同数ではございますけれども、業務委託等によりさらに削減する目標を掲げて、事務事業に臨む方針であります。

実施計画は、平成32年度までの5年間の計画でございますが、その多くは早い年度から目標を達成させる内容としており、スピード感を持った計画となっております。さらに、今回からは、これらの一つ一つの項目において、単年度ごとに具体的な実施計画を立て、実施してみて、その結果を検証し、さらに次年度どう改善するのかという、いわゆるPDCAサイクルをしっかりと回し、その取り組み内容を行財政改革審議会に報告し、町民の皆さんに公表していくこととしておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと思います。

○議長（林 一郎君） 総務課長 米谷勇喜君。

〔総務課長 米谷勇喜君 登壇〕

○総務課長（米谷勇喜君） 柴田議員の御質問にお答えします。

これまでの行財政改革による効果についての御質問であります。まず全体の削減効果額ですが、第1次行財政改革では約8億3,000万円、第2次行財政改革では約3億3,000万円と合わせて11億6,000万円の効果があったと見込んでおります。大きなものとしましては、職員数の削減が一番大きく、病院も含めた全職員数ですが、合併後の平成17年4月1日現在では301人でしたが、平成27年4月1日現在では232人と69人削減しております。このほか、町有地の売却や繰上償還による利子減額、施設の統廃合によるものでございます。

次に、自主財源の確保については、町税や公共料金の滞納整理が重要な課題であり、確実に進めていく必要があります。今年度の税及び料金の滞納における収納額は約8,800万円と前年度より500万円の増、収納率では1.5ポイント改善すると見込んでおります。このほか第3次行財政改革大綱実施計画では、効率的な徴収を図るため、先進地視察を行い本町に合った体制づくりを研究することとしており、新年度予算に必要な経費を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 5番 柴田 捷君。

〔5番 柴田 捷君 登壇〕

○5番（柴田 捷君） 1点だけお尋ねしたいと思います。

私の質問の中で、いわゆる職員のやる気、あるいは全体で盛り上げていく、このことが結果として、町民に職員がこれだけやっているんだということをアピールする立場になるんですね。

ほかの自治体では、回収率をいうのは極めて高いところがいっぱいあるんです。県内だけを見ておってはわかりません。ほかのところを見てください。本当に素晴らしい数字があがっているんです。そこは何をしているかという、町民に何をアピールするか。職員がみんな出向いて行って、こういうことですから、ぜひお金を納めてくださいという取り組みまでやっているんです。そういうことをやっていかないと、いくら机上ですばらしいことを言っても、業者に任せても、業者に任せたら、必ずそれに対する手数料を払わないかんのです。自分らであげていくということが初めて町の人たちは、これは大変だ、何とかしてやらなきゃいかんという気持ちになるんです。町の方々の理解を得ることも大きな仕事の一つであると、そのように思っております。

先ほどの久保議員のありました下水道にしてもしかりです。やはり職員挙げて一生懸命やってこそ、自分らの町の財政が確保できるんだと、その思いで真剣に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一郎君） 副町長 松浦敏昭君。

〔副町長 松浦敏昭君 登壇〕

○副町長（松浦敏昭君） 今ほどの柴田議員の再質問というか御意見をしっかり受けとめて、職員総力を挙げて住民に理解を求めていきたいと思っております。

今回の第3次行財政改革につきましては、先ほどから申し述べましたとおり、非常に住民の方に対する負担という部分が多くございます。これまでもいろいろと機会もありましたけれども、なかなか取り組むことができなかつた、そういった部分につきましては、町の合併後10年という節目から、財政的な事情も非常に厳しくなっておりますので、その部分については住民説明会等を通じて、あるいは広報等を通じて、職員ぐるみで住民に理解を得るべく、総力を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（林 一郎君） 次に、10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 私は、日本共産党宝達志水町委員会を代表して4点について一般質問いたします。

最初の質問は、今議会で町長より提案されております4月からの下水道料金の5割を超える値上げについてであります。違った角度で質問したいと思います。

この下水道料金5割増し計画が発表されてから、私は多くの町民の方々の意見聴取のために座談会や戸別訪問を行いました。値上げによって県内で一番高い下水道料金になること。一方、平成26年度に5億円近い一般会計の黒字を出していること。平成25年も億を超える一般会計の黒字を出していること。平成27年度も26年度並みの財政黒字が予想されるのではないかなどの説明を加えました。

町民の方々からは、こんな声が聞かれました。「ぎりぎり切り詰めて生活している。大学に行っている子どもへの仕送りを考えたら値上げはやめてほしい」という声。また、中学生の2人のお子さんを持つ母親からは「こんな値上げがされたら、年間、うちでは3万円から4万円の値上げだ。今でさえ風呂を沸かす回数を減らすなどの節水を心がけている

のに、炊事・洗濯もするなど言うのですか。子どもを高校に進学させるのにどんな節約をしているのか町長さんはわかっているのですか」という怒りの声。「介護保険料も石川県で一番高いし、今度は下水道料金も県内で一番高くなる。年金が減って税金や公共料金が増え続けて、町長さんは高齢者のことがわかる人だと思っていたが」という高齢者世帯の方。また、「3つの仕事をかけ持ちして働いている。そうして働いて月々20万円になるかどうか。小学生2人の子どもを育てるには全然足りないし、子どもとの時間がとれない。私自身も睡眠は1日5時間もない。こんな中から3万円も下水道料金が余分にとられるなんて、どれだけ働かせればいいのか」というシングルマザーの声。まだまだたくさん御紹介したいのですが、時間の関係でこの程度でおさめておきます。ただ、この町民の皆さんのこの声は、政府が発表した国民の生活実態調査とも合致しているということでもあります。

総務省が発表した「家計調査」では、2人以上の世帯のうち勤労者世帯の実質可処分所得が30年以上前の水準に落ち込んでいることがわかりました。可処分所得とは、実収入から税金や社会保険料などの非消費支出を除いたもので、家計の判断で自由に使える金額です。また、最近5年間で貧困高齢者が160万人増えたという立命館大学の唐鎌教授の調査や、厚生労働省が発表している日本の子どもの6人に1人が貧困であるという事実とも町民の意見は合致します。

ちなみに、山形大学の戸室准教授の調査では、石川県は10人に1人、10%の子どもが貧困状態にあると毎日新聞で発表されておりました。加えて国全体の貧困率が16.1%、この数字も国民の6人に1人が貧困状態になってしまったという数字であります。不名誉な記録ですが、アメリカを抜いて資本主義国で第1位の不名誉な記録であります。

ここで特に問題にしたいのは、平成25年6月19日に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、これと今回の下水道料金値上げとの関係であります。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、国会でできたものでありますが、その目的に「生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困状態にある子どもが健やかに育成される環境を整備する」とあります。また、この法律総則の第4条には地方公共団体の責務が明記されております。「地方公共団体は、子どもの貧困対策に関し、当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する」とあります。そして、第2章の基本的施策第11条において「貧困の状況にある子どもの生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとする」とあります。

先ほど紹介した子どもを持つ町民の方々の声は、まさに貧困状態にある方々の叫びです

が、今回の下水道料金の値上げは、子どもの貧困対策の推進に関する法律に抵触するという問題意識はあるのでしょうか。今回の下水道料金の値上げによってさらに町民の貧困化を広げたり、深めたりしないという確信はあるのでしょうか。少なくとも所得の低い若者夫婦世帯、ひとり親世帯、年金世帯に大きな被害を及ぼすとの認識はおありか。この下水道料金値上げが若者定住や他市町村からの当町への移住に大きなマイナスの影響が出るとの認識はおありか。町長にお聞きします。

次に、当町の下水道会計に国から交付税や国庫補助金、どれだけ交付されているのか、それぞれお答えください。

また、旧押水町地域と旧志雄町地域の下水道布設工事の金額の差をお聞きします。同時に、その差は何から生じているのかについてもお聞きします。

次に、今回の下水道料金は5割を超える引き上げになりますが、加入1世帯について平均幾らの負担になるのか教えてください。

政府は「平成25年国民生活基礎調査」における貧困基準を等価可処分世帯所得126万円以下を貧困と定義しました。等価可処分所得というのは、世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った数値であります。

先ほど御紹介した2人の小学生を持つひとり親世帯の方の年間収入は、多く見積もっても240万円ですから、家計所得は約150万円になります。これに児童手当や児童扶養手当を足して、所得税や町県民税、社会保険料などを引く。そこで3人家族ですからルート3で割る。すると、126万円を割るんです。まさに貧困世帯。この方々に年間3万円から4万円を新たに徴収しようとしています。世帯ごとの所得把握はできているのかどうかお聞きするものであります。

次に、昨年12月議会でも質問しました国民健康保険税についてであります。

12月議会では、国民健康保険税の引き下げ等は「国民健康保険運営協議会を開催して判断する」との健康福祉課長の答弁がありました。開催されたのかどうか、その審議内容をお聞きします。

12月議会でもお聞きしたが、現時点での国保基金と繰越金の現在高をお聞きします。

厚労省は国保基金の額をどのように規定しているか教えてください。その額は基金を利用した国保税額の引き下げにつながらないのかどうかもお聞きします。

ことし6月議会には、国保会計の今年度の決算が出されます。厚労省の基準に照らして国保基金を利用した国保税の引き下げについての国保運営協議会へ打診をするお考えはお

ありかどうか町長に最後にお聞きします。

次に、介護保険制度についてお聞きします。

約1年後への医療介護総合法の完全実施に向けた準備を今からどうするか、そういう問題意識を持っていただきたくお聞きするものであります。

平成29年、2017年4月から介護保険要支援1、2の方々の訪問介護と通所介護を介護保険から外し、「地域支援事業」に移行させられます。その結果どうなるのか、予想が可能なのであります。それは1年先の医療介護総合法完全実施を早めて実施している自治体があるからであります。

三重県の桑名市でひとり暮らしの88歳のAさん、要支援1と認定されたんです。介護保険制度では介護度が一番低いと言われる方ですが、しかし、医療介護総合法を先取りして

「地域支援事業」が行われている桑名市では、要支援1では介護保険は使えません。市が委託する地域包括支援センターは、ボランティアによる「シルバーサロン」利用を進めました。月一、二回の利用しかできません。送迎はありません。そうしているうちに3カ月が経過し、Aさんは引きこもってしまいます。遠くに離れて暮らすAさんの娘さんが介護認定を受け直すよう手続をした結果、要介護1へと2ランクも介護度が重くなってしまう。「介護度が要支援というのに、サービスを利用させないというのはおかしい。命をもてあそんでいるようだ」と娘さんは言うておられます。

また、この桑名市ではこんなこともされています。新規で要支援と認定された人は、介護サービスを利用するには、市の当局や介護関係者らが出席する「地域生活応援会議」での検討を経なければなりません。その会議にかけられるのに膨大な資料の提供がケアマネジャーや事業所に求められています。羽咋市でもやられています。ところが、ケアプランは半年程度で介護サービスを「卒業」という名の中止が求められているのです。その後は、ボランティア団体が行う支援に強制的に移行させられる。しかも、ボランティア団体によるシルバーサロンは少なく、入浴はおろか送迎もないので、通所介護の代わりになりません。

東京都国立市も昨年4月から要支援と認定された方の地域支援事業への移行を開始しました。その結果、これまで1回1時間の「生活援助」が45分に15分短縮されました。加えて介護報酬を介護保険で利用したときよりも23%カットしたのです。この結果、国立市でヘルパーさんを派遣する地域福祉サービス協会の服部さんという管理者は訴えます。「これまでヘルパーが要支援の方と一緒に家事をすることで重度化を防いできた。それなのに

時間や単価を削られて、このままいけば重度化する危険がある」。こうした「地域支援事業」への移行でヘルパーさんを派遣する事業所の収益を減らしています。そして、その結果、要支援者の方々の受け入れを控えざるを得なくなっている。

さて、あと1年後に近づいた「地域支援事業」完全実施が始まることに向けて、おそらく健康福祉課でも調査が始まっていると思いますが、既に行っている自治体ではどのような問題が起きているか御存じなら教えてください。

自治体が強制的に介護サービスからの卒業を押しついたり、介護保険のサービスから基準を緩和したサービス導入に走る背景には法律上の問題、つまり「医療介護総合法」で事業費の伸び率を75歳以上の高齢者の人口の伸び率以内に抑え込むように規定しているからではないですか。

この介護の最後に町長にお聞きします。

安倍政権の財務省は、要支援の方々を介護保険から外すだけでなく、今度は要介護1、2の方々まで訪問介護での生活援助、家事援助を外そうと提案しています。財務省の副大臣は、我が石川県の参議院議員ですが、ひどい話です。この財務省の提案に対して、公益社団法人全国老人福祉施設協議会が意見書を提出しています。こういう中身です。「家事援助についても単純に調理のみ、買い物のみを行っているのではなく、ケアプランに基づき訪問介護計画で明確な目標を掲げて実施している。実施に当たっても食べ残しやごみの状況から体調を観察したり、好みの変化や買い物の内容の変化で認知症の症状の進行を把握したりと専門職による支援をしています。特に認知症の独居、ひとり暮らしの人にとって家事援助を民間サービスにゆだねることは、在宅生活の維持が難しくなる」と。介護保険が適用になる要支援の方々や要介護1、2の方々にとっての介護保険での家事援助というのは、民間の家事代行サービスとは違うのです。介護からの専門職外しは、結局は町医療費の高騰につながる問題でもあります。要支援者の方々や要介護1、2の方々の介護保険外しを1年前にして被害予想調査を行い、介護保険外しの撤回を求める必要が町にはあると思いますが、いかがでしょう。また、撤回させる全国的な力が弱くて撤回させられなくても、我が町の介護保険利用者を守るために、介護保険からの卒業や基準緩和サービスをしなくて、介護保険サービスに乗せるための町財政の投入が必要だと思いますが、いかがでしょう、町長にお聞きします。

最後に、議員と公共事業の請負問題についてお聞きします。

平成25年度に当町では4名の議員の反対がありましたが、町議会議員政治倫理要綱運用

規程で、それまでの町発注の公共事業の請負規定が変わりました。一番大きな変更は政治倫理要綱運用規程の第4条、議員が2親等以内の血族及び姻族が代表権を持つ役員に就任した場合や、議員が実質的に当該企業を経営していると認められるときにも公共事業を請け負うことができるとしたというところであります。

ところが、町の町議会議員政治倫理要綱運用規程が決まったその9カ月後の平成26年5月27日に、この宝達志水町議会議員政治要綱運用規程に最高裁判所が間接的に問題提起をする判決が下されました。それは広島県府中市の政治倫理条例が憲法に反するかどうかで争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第3小法定は、市会議員本人や配偶者だけでなく、2親等内の親族が経営する会社についても、広島県府中市との請負契約を辞退することとした府中市議員政治倫理条例は、議員の公正さや議会の信頼を保つための正当な規制であって合憲であると初判断を下しました。このような判決があったと思いますが、担当課長いかがでしょう。

この判決について宝達志水町民はどうとらえたのかが大事です。具体的には、この判決を報道各社はどのように紹介したのかお聞きいたします。

町長にお伺いしますが、この判決を御存じだったのでしょいか。議会や行政が法治主義を貫くことが住民の信頼を勝ち取る最低限の条件であります。この判決を御存じならどのような改善がなされたのかをお聞きして、一般質問を終わります。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、下水道料金値上げの目的についてであります。下水道事業には毎年多額の経費が必要であり、下水道使用料だけでは賄いきれない状況となっております。一般会計からの基準内繰入金を繰り入れても不足する分については、基準外繰入金に依存している状況であり、加えて、この先4年から5年後には、企業債の償還金がピークを迎えるため、資金不足に陥る見込みとなっております。

下水道事業は、独立採算性を基本としており、一般会計に依存することは、下水道を利用していない町民の方の税金も使うこととなるため、受益者負担の原則の観点からも、使用料の見直しを行い、経営基盤の確立を図るものであります。

次に、所得の低い若者世帯、ひとり親世帯、年金世帯への影響、他自治体から当町への移住に関する影響についてであります。下水道使用料の値上げによって、これらの世

帯のみならず、下水道を利用している方全てに影響があることは、十分承知しているところではありますが、先ほども答弁したとおり、受益者負担の原則に基づき、サービスを受けた分を利用者の方に負担していただき、今後とも環境保全に努めることとしております。

次に、国民健康保険税に関する御質問のうち、国保税の引き下げについての御質問であります。平成26年度医療給付費は、平成25年度と比較し1割以上の減額となったことから、先日、県の国保連合会が公表しました平成26年度の保険者別1人当たり医療費では、長く石川県内1位でありました一般被保険者分が3位に、同じく退職被保険者分が9位まで下がりました。

しかし、平成27年度の医療給付費は1月末現在において、平成26年度と比べると約2割の増額となっており、国保会計の単年度収支は4,000万円余りの赤字となる見込みであります。

本町のような国保加入者が少ない保険者では、インフルエンザなどの感染症の流行や高度医療の受診者が少し増えただけで、医療給付費が大幅に増えることがあり、今後も予断を許さず医療費の推移を見ていかなければならないと考えており、今、保険税を引き下げることは難しい状況であります。

こうしたことから、今後も適切かつ公平な国保税の確保と保健事業の積極的な取り組みによる医療費の抑制・適正化を図り、収支バランスを見ながら国保運営審議会にもお諮りし、適切に保険税を設定してまいりたいと考えております。御理解のほどをお願いいたします。

次に、介護保険についてであります。「総合事業」につきましては、先の介護保険制度改正により、まずは要支援1、2の該当者に対する訪問介護や通所介護サービスを保険から地域支援事業に移行するものであります。町では、平成29年4月から実施する予定であります。

町としては、高齢者や家族が望むサービスを提供するのが務めでありますから、その事例に合った支援を行い、望まないサービスを強いることはありません。

移行するサービスの財源構成は、介護保険制度内でのサービスの提供であることに変更がなく、事業費の上限内で移行分を含めて賄えるものと考えております。

国では、2月17日、社会保障審議会介護保険部会において、高齢化で介護給付費が年々増加する中、介護保険制度の持続可能性の確保の観点から制度改革に向けた具体的な検討を始めております。介護の必要度が低い人の生活援助や利用料の見直しなども議論されて

いることから、町といたしましても、今後の国の審議状況を注視していきたいと考えております。

次に、議員と公共事業の受注についての法的見解についてであります。最高裁判所の第3小法定で下された判決があったが、この判決を受け当町ではどのような改善がなされたか。

また、この判決を生かす努力が行政に求められるがいかがか。との御質問であります。この件につきましては、他の自治体の裁判事件であります。本町の公共事業の発注につきましては、この判決に関係なく従前どおり公平性と透明性を確保した入札を執行いたしております。

以上、細部につきましては、各課長から答弁させます。

○議長（林 一郎君） 財政課長 近岡和良君。

〔財政課長 近岡和良君 登壇〕

○財政課長（近岡和良君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

2014年に最高裁判所第3小法廷において議員と公共事業の受注についての判決があったが、どのようなものであったかという御質問でございますけれども、広島県府中市が定めた「府中市議会議員政治倫理条例」において、「議員、その配偶者若しくは当該議員の2親等以内の親族が経営する企業は、市が発注する工事の契約を辞退しなければならず、当該議員は、関係者の辞退届を提出するように努めなければならない。」旨を定めたことは、「憲法上保障された当該議員の議員活動の自由や企業の経済活動の自由を侵害するものであって違憲無効である。」として元府中市議が提訴していた損害賠償請求事件で、最高裁は2014年5月27日に合憲とし、審理を広島高裁に差し戻すとの判断が示されたものと解しております。

次に、この判決について全国紙などはどのような報道をしたかということでございますけれども、2社から情報が入手できましたので、朝日新聞では、「議員の地位を失わせるなど法的な強制力を伴わない限り、2親等規制は合憲」との初判断を示したとの記事でありました。また、毎日新聞では、「倫理条例訴訟審理差し戻し」とし、「条例はクリーンな市政の実現を目的としており、規制を定めた市議会の判断は合理的な裁量の範囲を超えず合憲と判断」との報道がされたと認識しております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず、平成28年度予算づくりに向けて、国保運営協議会が開催されたのかについてでございますが、1月29日に今年度第2回の国民健康保険運営協議会を開催し、平成27年度の決算見込みを報告し、28年度の予算案、国民健康保険税条例の一部改正について審議をいただいております。

次に、基金と繰越金についてであります。

国保基金の残高は5,567万円で、26年度からの繰越金は7,044万円余りで、合わせて約1億2,600万円となります。しかし、繰越金には、国などからの払い過ぎとなった補助金も含まれており、27年度に2,100万円余りを返納しており、実質的な繰越金の額は約4,940万円となり、基金と合わせると1億500万円余りとなります。

そこで、保険税の引き下げがなぜできないのかということでもありますけれども、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、27年度は医療給付費が大幅に増加し、単年度収支で4,000万円余りの赤字となる見込みで、その財源として、繰越金の大半を充当することになります。

また、医療給付費の月々の状況を見ますと、昨年度、26年度は平均して4,000万円前後でしたが、今年度は、高度医療機関での診療や入院件数の増などで1億円を超える月も出てきていることから、医療費が今後もこのまま高い水準で推移していくのか、変動が不透明であることから、保険税の引き下げができる状況ではございません。

次に、国保基金の積立額の基準についてであります。過去に国が示した通達で「過去3か年の医療給付費の平均額の5%以上に相当する額」が、一般的な積立基準とされており、本町では、近年の医療給付費の平均が約1億円であることから、積立金の基準額は約5,500万円となります。

次に、介護保険に関する御質問で、2017年度から介護保険における要支援1、2の方の訪問介護と通所介護が、地域支援事業の「総合事業」に移行することについてであります。現時点での県内の実施状況は、4市の自治体移行しており、今月（3月）から開始したところでございます。これらの市におきましては、先月の時点で住民からの苦情は特に寄せられていないと聞いております。

いずれにしても、自治体独自の方法で「総合事業」を実施しますので、置かれている人口構造や環境も違うことから、本町においては、2017年4月の移行に向け、他の市町

の取り組みも参考にし、準備を進めてまいりたいと考えております。

また、2017年度に今利用している介護サービスがどう変わるかとのことですが、現在御利用いただいている方に関しては、そのまま継続してサービスを利用いただけますので、何ら支障はないと考えております。移行後、新規に申請される方については、今までと同様のサービスに加え、地区で行っている集いの場、サロンや生活支援サービスにつなぐことができますので、これまでよりサービスの選択の幅が広がることになります。

基本は「必要な方には必要なサービスを提供する」ことであり、相談窓口や訪問で本人、家族が望むサービスは何なのかを聞き取り、利用者の要望を確認した上で、必要なサービスを組み合わせ提案していくものであり、サービスからの卒業を強制するものではありません。きめ細やかな対応を行うことが、同時に重症化予防にもつながるものと考えております。

新しい総合事業は、住民主体のサービス利用の拡充による低廉な単価サービス・支援の充実・利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態からの自立、重症化の予防の推進等により、結果として費用の効率化を図るものであります。

総合事業費の伸び率を75歳以上の高齢者の人口の伸び率以内に抑え込むよう規制するものではなく、その枠組みの範囲内で有効的に事業を展開するものであります。

総合事業は、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするため、本町では地域包括支援センターが中心となって、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを包括的に提供する地域づくりを目指して取り組んでおります。これからも高齢化社会に向けて柔軟に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 失礼いたしました。訂正をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、医療給付費の月々の状況で、昨年度、26年度は平均して4,000万円前後と言いましたけれども、8,000万円前後の誤りでした。訂正させていただきます。

そして、もう1点、基金の積立基準額の説明の中で、本町の近年の医療給付費の平均が1億円と申し上げましたけれども、11億円の誤りでした。平均額は11億円で、積立金の基準額は5,500万円ということで訂正をさせていただきます。

申しわけございませんでした。

○議長（林 一郎君） 地域整備課長 谷川弘一君。

〔地域整備課長 谷川弘一君 登壇〕

○地域整備課長（谷川弘一君） 小島議員の御質問にお答えいたします。

下水道会計に国から交付される地方交付税や国庫補助金の額についての御質問ですが、地方交付税については、経営の健全化を推進し、その経営基盤を強化するため、地方財政計画において、一般会計から下水道会計に対して繰出しを行ったときは、その一部について、国から一般会計に対し、地方交付税が措置されることとなっております。

5年間の地方交付税と国庫補助金の額についてでございますけれども、平成23年度は、一般会計繰出金4億7,400万円に対して、地方交付税は2億100万円、事業費1,755万4,000円に対して、国庫補助金1,303万5,000円。平成24年度は、一般会計繰出金4億2,000万円に対して、地方交付税2億1,300万円、事業費1,949万円に対して、国庫補助金974万5,000円。平成25年度は、一般会計繰出金4億円に対して、地方交付税2億700万円、事業費3,400万円に対して、国庫補助金1,770万円。平成26年度は、一般会計繰出金3億8,900万円に対して、地方交付税2億900万円、事業費は1億839万6,000円に対して、国庫補助金5,740万8,000円。平成27年度は、一般会計繰出金4億400万円に対して、地方交付税2億円、事業費5,960万円に対して、国庫補助金3,060万円となっております。

次に、旧押水町地域と旧志雄町地域の下水道布設工事費の違いについての御質問でありますけれども、旧押水町では、平成4年度から20年度にかけて93億3,000万円、旧志雄町では、平成10年度から27年度にかけて52億8,000万円の工事費を費やしております。

工事費の額の違いについてでありますけれども、施工管路延長の違い、施工場所の地盤の違いなどにより、工法や材料の質や量が異なるために工事費に違いが生じていると考えているところでございます。

次に、加入1世帯にすると年間幾らの負担増となるかとの御質問ですが、各世帯の家族構成の違いにより使用量に違いがありますが、4人家族の標準的な使用量で試算をしたところ、年間で約2万5,000円ほどの負担増となる見込みでございますので、御理解をいただきたいと思っておりますし、今後も粘り強い加入促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、所得126万円以下の世帯は何世帯あり、そのうち下水道に加入している世帯は何世帯あるかとの御質問でございますけれども、世帯の所得状況を把握できるデータは、システムの関係上、抽出することができないのが現状であります。町全体の世帯の所得状況

を把握することはできませんが、御質問に対する最も近い数値としては、国保加入世帯の所得状況がありますので、その数値でお答えをいたします。

12月議会で健康福祉課長が、国保加入世帯の所得別の世帯数の状況を答弁しておりますが、所得ゼロから100万円未満の世帯数は1,389世帯となっております。そのうち下水道加入世帯数の把握については、国保加入世帯の情報に関しては、個人情報に当たるため、役場の組織内であっても部外秘となっており、地域整備課職員では、国保世帯の住所、氏名等のデータを見ることができないため、把握できかねますので、御了承を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一郎君） 10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 再質問いたします。

まず、下水道料金値上げなんですけれども、今、地域整備課長がお話しされた加入世帯を増やしていくためにもっと頑張るとい話なんですけれども、恐らく100%の方々が下水道に加入しても、私はこれは加入世帯の方々だけの使用料だけでは賄っていけないというのははっきりしておるんです。導入するときも、恐らくそのことは考えていないんですよ。地域の安全、そして環境整備のためにこれを導入しようということなんです。当然、町からの繰入金あってしかるべきなんです。導入するときから、そういうことをやっているんですよ。100%にして、全部使用料、手数料でやろうなんていうことは、全くどこにも文章はありません。

途中で企業会計になったということで、企業会計だから繰入れしたらだめと、そんなものじゃないんですよ。もともと一般会計からの繰り入れで成り立っているものなんです。これが上下水道会計なんです。ここは確認したいと思いますし、地域整備課長、もう1回、そのことを聞いておりませんけれども、答弁できたらお願いしたいと思うんです。

町長にお聞きしたいのは、私は値上げしても、受益者負担という言葉を出せば、誰にでもかけたらいいというものじゃないんです、今は。

先ほど視点として、厚生労働省が行っている貧困世帯、貧困調査、ここにはかけないでおこうと。ましてや、先ほど言いましたように国の法律で、子どもの貧困をなくしていく法律というのができて、地方自治体はそれで従っていかなきゃだめなんです。それを無視して受益者負担だから全部やる、これは余りにも乱暴ですし、先ほど北本議員も言って

おられましたけれども、こういう調査もなく、余りにも乱暴で、これをごり押ししていくというやり方、これはちょっと異常じゃないかなと思うんですけれども、町長、これを見直す必要があると思いますが、いかがですか。もっと議論を尽くしてやっていく必要があると思います。そのお考えをちょっとお聞きします。

それと、2番目になります。国民健康保険税です。町長も健康福祉課長も、将来、医療費使うようになるから大変だ、大変だ。26年これだけあったけれども、27年はまたたくさん、そういう私情じゃなくて、厚生労働省がわざわざつくっている基準があるんです。これだけぐらいを持っていなさいよと、これが基準なんです。これの約倍が基金にプラス繰入金に入れられておったならば、それを利用して下げなだめなんです。これが平等というものです。町長や健康福祉課長だけの私見でやってはいけませんよ。そのために厚生労働省がわざわざ基準をつくったんです。

そして、12月議会でも言いましたけれども、ほかの市町村がどんどん一般会計から国保税高いということで繰入れておるんです。うちはたまたま1年か2年ありましたよ。ところが、ほかはどんどんやっておるんです。もっと安くするために、来年、再来年、県の一本化になりますよね、国民健康保険。これが一本化になるので、もっと市町村に出せということで、来年、再来年度、今年、12月の議会では健康福祉課長、大体1年間に国から国庫補助として1,300万円プラスになりますよ。2年後には、その倍、2,600万円ちゃんと来ますよ。国庫補助が増えますよ。1億円たまってあって、2,000万円使ったかて、十分基金は残っていくんですよ。

そういう町民の税金、これだけ貧困化が広がっている中で、町民に対して値下げするときというのは、なかなかチャンスはないものですから、今のチャンスで値下げできるんですからしたらいいんです、町長。

何をこだわって、国民健康保険に入る方々というのは、そもそも所得が低くなっている方なんです。今チャンスですので、それを6月議会、5月で決算出さなだめですから、6月にはっきりしたものが出ますので、それを利用して、厚生省基準より上回っていたら、引き下げはどうか。こういうことなんです。

3点目には、議員と公共事業の請負との関係なんですけれども、法律に対する見方ですよ。町長は透明性ということでは言われましたけれども、私、今回は透明性のことは問題にしていらないんです。

法律というのは、社会の最低限の基準であり、道徳を定めたもの、最低の約束なんです。

絶対に守らなければならないことだし、いつか守ろうというのは許されないことなんです。まして我々議員は、法律や条例をつくる立場の者というのは、一般の町民の方々よりも法律的には厳しくあるべきだと考えておるんです。

最高裁が議員本人及び配偶者だけでなく、2親等内の親族が経営するところについての請負というのはだめだという、今回、請負はだめだということに対して、それは合憲だ、合っていますよ、法律という最低限のルールには合致していますよという判断なんです。そういう意味では、きちっとこの最低限のルールを守るような仕組みをこれからつくっていかなだめだと思います。

そこを町長、法律に対する考え方なんですけれども、それも含めてぜひこのルールづくりをしっかりとこれからの請負をやっていく必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（林 一郎君） 町長 津田 達君。

〔町長 津田 達君 登壇〕

○町長（津田 達君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

まず、受益者負担でございますけれども、何でもかんでも取ればいいというものじゃないということをおっしゃいますけれども、企業会計ということ、これは独立採算の会計でございますので、当然受益者負担が出てきます。受益者の中で調整するということになっておりますので、これは当然一定のルールで加入者にとっては納めていただく。

ただ、貧困層については、これは救済は別の制度でやるべきものだというふうには考えております。だから、そうしますと、結果的には、企業会計も若干助かる面が出てこようかと思っておりますけれども、だから、救済措置と同一で判断はできないものではないかというふうに私自身判断しております。

それから、公共事業についてでございますけれども、いろいろ問題があるように言われておりますけれども、宝達志水町につきましては、特に入札制度について第三者からいろいろと言われるような、そういう入札はやっておりませんし、もし個別にそういうことが指摘されるようでしたら、それなりに対応してまいりたいと思っております。

私自身は公平公正、透明性のある入札をしておるということで自信を持ってやっておりますので、よそからと言われるような取り扱いはしておりません。

以上です。

○議長（林 一郎君） 健康福祉課長 村井仁志君。

〔健康福祉課長 村井仁志君 登壇〕

○健康福祉課長（村井仁志君） 小島議員の再質問にお答えいたします。

国保会計が黒字になったときに、それに見合った基金を超える分があれば、保険税を下げるべきであるという御意見でございますけれども、先ほど言いましたとおり、26年度の決算では、早々に黒字が出たわけでございますけれども、決算が出た6月時点、その時点で、もう既に27年度の医療費の傾向、そしてそういう状況を見たときに、先ほど言いましたとおり、月1億円を超える医療給付費が発生しているということから、決算状況は報告させていただきましたけれども、すぐに保険税を引き下げできる状況ではなかったということでございます。

そして、国のほうの補助金、それも含めて27年度は赤字になるのではないか、赤字の額が大きいのという状況でございます。そうしたこともありまして、すぐには引き下げができない。そして、繰越金についても、27年度の決算のほうで食い込むという状況がございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（林 一郎君） 以上で、通告のありました一般質問が全て終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

◎委員会付託

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。議案第1号から報告第1号までの議案50件、報告1件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第1号から報告第1号までの議案50件、報告1件は、議案付託表のとおり各常任委員会及び病院運営特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎休会の議決

○議長（林 一郎君） お諮りいたします。委員会審査のため、明3月9日から3月15日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議ないものと認めます。したがって、明3月9日から3月15日までの7日間を休会とすることに決定いたしました。

◎散 会

○議長（林 一郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次回は3月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。

御苦勞さまでございました。

午後2時54分散会

平成28年3月16日（水曜日）

◎出席議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 2番 | 寶達典久 | 8番 | 北本俊一 |
| 3番 | 久保喜六 | 9番 | 金田之治 |
| 4番 | 土上猛 | 10番 | 小島昌治 |
| 5番 | 柴田捷 | 11番 | 北信幸 |
| 6番 | 林一郎 | 12番 | 近岡義治 |
| 7番 | 守田幸則 | | |

◎欠席議員

なし

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 岡田正人 |
| 主任 | 燕啓介 |

◎説明のため議場に出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 町長 | 津田達 |
| 教育長 | 勝二信隆 |
| 総務課長 | 米谷勇喜 |
| 危機管理室長 | 越野好則 |
| 情報推進課長 | 藤本清司 |
| 企画振興課長 | 松栄忍 |
| 住民課長 | 松原富美男 |
| 税務課長 | 村井康志 |
| 健康福祉課長 | 村井仁志 |
| こども家庭室長 | 藤井弥生 |
| 農林水産課長 | 一家剛 |

| | |
|--------------------|------|
| 地域整備課長 | 谷川弘一 |
| 学校教育課長 | 村山敬一 |
| 学校教育課長 (管理指導担当) | 荒井一彦 |
| 生涯学習課長 | 安達大治 |
| 文化財室長 | 村井伸行 |
| 会計課長 | 定免敏彦 |
| 志雄病院事務局長 | 高畠信夫 |

◎議事日程

- 日程第1 委員長報告
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 日程第3 討論
- 日程第4 採決
- 日程第5 各常任委員会、議会運営委員会の閉会中の継続調査

◎開 議

○議長（林 一郎君） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、3月8日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長報告

○議長（林 一郎君） それでは、日程第1 委員長報告を行います。

先に各委員会に付託いたしました議案の審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、病院運営特別委員長 金田之治君。

〔病院運営特別委員長 金田之治君 登壇〕

○病院運営特別委員長（金田之治君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月11日に病院運営特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「志雄病院事業会計繰出金における合併特例債との関係」や「看護師等修学資金返還金」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案6件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、「新志雄病院新築工事に当たっては、工事の進捗に遅れが出ないように、また事故の発生がないよう、十分安全管理の徹底を図り、工事を進められたい。」との意見が出されました。

その後、志雄病院新築工事におけるくい打ち工事が始まり、現地視察し、散会をいたしました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げて、病院運営特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、教育厚生常任委員長 久保喜六君。

〔教育厚生常任委員長 久保喜六君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（久保喜六君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月9日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「宝たち成長祝い事業」や「部活動奨励事業」、「施設使用料の徴収」など多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局から細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案15件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、

1、宝達志水町まち・ひと・しごと創生総合戦略事業や各種施設使用料の改正は、町民にわかりやすく、周知徹底を図られたい。

2、将来を担う子どもたちのため、教育・スポーツの振興に力を挙げて取り組まれたい。

3、町民生活に関連する福祉事業や健康予防事業の周知徹底を図られたい。

との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで、委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果については御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願いを申し上げて、教育厚生常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 次に、総務産業建設常任委員長 柴田 捷君。

〔総務産業建設常任委員長 柴田 捷君 登壇〕

○総務産業建設常任委員長（柴田 捷君） 委員長報告。

今定例会において、当委員会に付託されました案件について、去る3月14日に総務産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案付託表のとおりであります。

委員会では、「地方消費税交付金の使い道について」や「ふるさと振興事業」、「町営駐車場使用料」、「下水道使用料の改定」などに関する多くの質疑があり、活発な審査が行われました。

町当局からは細部にわたる説明を受け、各案件を慎重に審査した結果、議案33件はいずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、専決処分の報告1件は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、「集落における受益者負担については、戸数等の規模を考慮し、適正な負担等となるよう、さらに取り計らいたい」との意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続調査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたこともあわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。総務産業建設常任委員長報告といたします。

○議長（林 一郎君） 以上で委員長報告は終わりました。

◎委員長報告に対する質疑

○議長（林 一郎君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 質疑がないようでありますので、これで委員長報告に対する質疑を終結いたします。

◎討 論

○議長（林 一郎君） これから議案全般にわたっての討論を行います。反対討論はありますか。

8番 北本俊一君。

〔8番 北本俊一君 登壇〕

○8番（北本俊一君） 私は、議案第46号 下水道料金の改正について、値上げについて反対討論を行います。

いまだにわからない下水道料金の値上げ、なぜ今の時期、なぜこれだけの大幅な値上げ

を行うのか、いまだにわかりません。値上げしなくても県下でワースト3位か4位の下水道料金、値上げをすればワースト1、それだけ町民に負担がかかるわけでございます。町民は悲鳴を上げて、今現在反対していると思います。

多くの人と会話をした中で、宝達志水町に住むべきではなかったという人がかなりいます。隣のかほく市へ行けばよかったと、何人もの声が聞こえております。これ以上町民に負担をかけると、誰も住む人も定住する人もよそから来る人も、若い者、子どもも来る人がいなくなると思っております。

なぜならば、今回の値上げ幅、これだけ上げなくても今年度1年間しっかりと職員が頑張っていて、入っていない家庭もあって、こういう事情だから、下水道が大変だから入ってくださいということを大いに汗をかいてやっていただきたいと思っております。そしてその後に、1年間頑張っていて仕方なければ値上げをするのもやぶさかではありませんが、最低でもやはり53%の値上げと、非常に私は乱暴であろうと思っております。

ぜひとも町民の身になって、町民の幸せとは何ですか、わかりますか。受益者負担が安いのにこしたことはないんですよ。合併のうたい文句は何ですか。料金は低く、サービスは高くですよ。それに逆行しているじゃありませんか。それは財政健全化、それは非常にいいことだと思いますよ。でも、慌てて急ぐ必要がないんですよ。誰もいなくなってからどうするんですか。財政健全化やなんやと言ったって。誰も来ませんよ。

やはりいろいろとみんなで努力して、できる限り料金は安いのにこしたことはないんですよ。ぜひとも下水道料金の値上げに対して見直すべきではないかとお願いを申し上げまして、反対討論にさせていただきます。

○議長（林 一郎君） 賛成討論はありませんか。

9番 金田之治君。

〔9番 金田之治君 登壇〕

○9番（金田之治君） 私は、28年度予算、議案第1号から議案50号まで、報告1件とあわせて全般に対して賛成討論を行います。

大変、今議会にはたくさんの案件が出ております。そういった中で、住民に大いに協力を伴わなければならないものもたくさん出ております。それをよく考えてみますれば、合併当初から負の遺産といいますか、規模に反する大きなマイナス資産があったわけです。負債があったわけです。それを合併特例債、そういった形でいろいろと財源を求めながら、公債費比率で最高値はたしか24%、何%だったかと思っております。それを18%を切って16.9%

まで下げて、宝達中学校の建設ができた。そして今、志雄病院の建設に取りかかっているという、そういった状態をよく考えていただきたいと思います。

確かに議案の中には、痛みを伴うものがたくさんあります。私も非常に苦労しています。そんな中で、例えば水道料にしましても、合併直後、押水町と志雄町の水道料金の差異をなくするという微調整だけの値上げ、それから下水道に至りましては昭和63年、下水道ができてからその体系を基本として今日までずっときたわけであります。

そういった中で、現在のまちの置かれている厳しい内容ができたものかとも考えられます。そういった中で、大変申し上げにくい案件でございますけれども、やはり住民に、今言う丁寧な説明を執行部、議会ともども説明をしていただき、我々そしてまた次の子、孫に伝えていくためにはどうしてもどこかの段階でこういったこともやらなければならないというのが、私が考えるところであります。

そういった中で、確かに負担は軽く、サービスはということがうたい文句でありましたけれども、決してそれが引っ張れば引っ張るほど苦しくなっていたのがこの現状でなかろうかなと考えるものであります。

そういった中で、ぜひともひとつ皆様方にも、子どもたち、孫たちにこの宝達志水町を残すんだという大きな考えのもと、負担は苦しいです。しかし、残すためにはどうしても避けて通れない現実がこの50件の案件の中ではなかろうかなと私は考えますので、どうか皆様方にも、議員各位にもその辺を理解していただいて、よろしく賛成をお願いするものであります。

以上、賛成討論に替えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はありませんか。

10番 小島昌治君。

〔10番 小島昌治君 登壇〕

○10番（小島昌治君） 日本共産党宝達志水町委員会を代表して、本定例会に上程されました議案について討論いたします。

反対する議案は、議案第1号 平成28年度一般会計予算案、同第2号 国民健康保険特別会計予算案、同第4号 介護保険特別会計予算案、同第6号 ケーブルテレビ事業特別会計予算案、同第7号、第8号 上下水道事業会計予算案、議案第10号 平成27年度一般会計補正予算案、条例案では、議案第23号、24号、25号で議員や町長などの特別職、教育長の期末手当を値上げする条例改正案、また議案第30号、35号、40号、41号、42号、43号、

44号、45号、46号、47号、48号、49号、50号の町施設利用の際の利用料金、使用料金の徴収条例案、また消防施設整備のための区に対する一部負担金の徴収を強いる議案、31号の条例案、また本社機能を当町に移転した場合の固定資産税の減額免除制度の創設を規定する議案第37号の条例案の24議案に反対し、その他26議案に賛成いたします。

賛成する議案の中には、議案第36号で出産時の祝い金制度の創設や小中学校や高校の入学時にかかる費用への応援を図る成長祝い金制度があります。子育ての積極的な予算と評価いたします。同時に、羽咋市では来年度から就学援助制度の中にある入学準備金が3月の段階で支給する旨が発表されております。当町でも、この実施に向けた検討を求めるものです。成長祝い金と就学援助制度のダブル活用で、子どもたちがお金の心配をしないで勉強や部活に打ち込める、そんな環境に前進させることを提案するものであります。

さて、予算案に反対する理由を述べます。

反対理由の第一は、町民の暮らしの実態から目を背けた予算案になっているということです。

国の調査を見てみますと、総務省は2人以上の世帯のうち勤労者世帯の実質可処分所得が、30年前以前の水準に落ち込んでいることを明らかにしています。同じく総務省の調査は、安倍政権の3年間で、企業で働く労働者のうち正社員が23万人減った一方、不安定雇用の非正規社員が172万人も増えていることを示すと同時に、パート労働者だけでなく一般労働者も実質賃金が低下していることを認めています。これがアベノミクスの結果であり、アベノミクスの恩恵はいつか来ると淡い期待を抱いていた少なくない町民の期待も裏切り、その経済政策が失敗だったことが明らかになっています。私が聞いてきた町民の生活からの声は、アベノミクスが失敗したことを実証しています。改めて御紹介します。

「私はパートだが、夫はわずかな賃金労働者。子どもが学校に入学するのに、かばんはお下がりをもらい、制服やジャージなど必要最低限のものだけ注文した」という声、「運動部に入ると目の玉が飛び出るほどのお金がかかる。部活動は入らないことを願っている」という声、「二つも三つも仕事をかけ持ちし、子どもを育てているが、ぜいたくはしていない。しかし、生活は苦しくなるばかり」という声、「ぎりぎり切り詰めて生活をしている。大学に行っている子どもには奨学金を借りてもらっている。それでも仕送りをしないといけない。助けてほしい」という声、「夏でも風呂を沸かす回数を減らすなどの節水、炊事、洗濯の節水も行っている」という声、「年金生活で夫婦で暮らしている。それで夫と一緒に内職をしている。電気代や税金の支払いから借金返済などで残るのは月5万

円ぐらい。そこから食費や区外のお金が出ていく。睡眠も3時間から4時間ぐらいしかとれない」という声、「地域の消防団で活動していることにプライドを持っている。分団の消防ポンプ車は古くて水を吸い上げないときがある。誰でも操作できる新しいポンプ車が欲しい」などなどの声、こういう宝達志水町民の声が町長には届いておりますか。

そんな声があふれているときに来年度予算案が提出されましたが、来年度予算案の一番の問題は、政府が建前的にでも貧困をなくすよう呼びかけ、貧困の基準まで出しているにもかかわらず、町の予算案では貧困世帯にもあまねく下水道料金の5割を値上げする予算案に、徴収する予算案になっているということでもあります。下水道利用者には計、約7,000万円の負担を課す予算になっています。余りにも過激な下水道利用料金の改定のため、総務常任委員会の中でも問題にされ、町長も減額免除制度の創設が必要か答弁せざるを得なくなったと感じております。一刻も早い減額免除制度の創設を求めるものです。

また、国民健康保険税は厚生労働省の基準によりますと、十分に引き下げてもよい基準にあるのが、今の町国民健康保険の実態です。そのときそのときの担当者の思惑だけで保険税の上げ下げをするのでは町民も納得できません。それをなくすために法律があり、その法律に基づいた基準が設けられております。法治主義を貫くのが公務員の役割、町民の信頼の根源でもあります。

反対理由の第二は、町民の安全と健康と町民同士の交流を阻害する予算になっていることとあります。

来年度一般会計予算案では、古くて水も吸い上げないポンプ車の購入もせず、出火の際に町民を危険な状態に放置する予算になっているということとあります。また、健康維持や文化活動のために利用してきた町公共施設の利用料金の徴収を盛り込み、町の各種団体の活動助成を抑え、中学校図書室の一般利用者を利用禁止にするなど、町民の文化活動や健康維持活動を控えさせる予算となっています。

反対理由の第三は、町民の安全や暮らし、福祉を守ることより、財政指標をよくすることが第一に置かれた予算になっていることとあります。

町にお金がないのなら町民も我慢するでしょう。しかし、一昨年度の一般会計での5億円の黒字、今年度も同じくらいの黒字の予想が立てられます。大きく財政指標の改善が図られています。町長の財政再建の成果が職員の皆さんの中に浸透し始め、財政改善の成果が出てきています。ところが、今後はもっと過激に町民の暮らしの実態を無視して推し進めようというところに大きな問題があります。その背景には、急いで県内の自治体と財政

指標を並べることが第一だという目的からきているように思えて仕方ありません。宝達志水町の財政指標を悪くした歴史が他の県内自治体と違っているのです。町の歴史に沿った借金返済と、地方自治の精神を生かした町民犠牲を伴わない別の道は必ずあります。それをともに見つけ出そうではありませんか。

最後になりますが、昨年議員報酬を引き上げたばかりなのに、今回は議員の期末手当を値上げしようという条例改正案と予算案です。町民の納得が得られないことを指摘し、討論を終わります。

以上。

○議長（林 一郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

◎採 決

○議長（林 一郎君） これより採決に入ります。

議案第1号 平成28年度宝達志水町一般会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第2号 平成28年度宝達志水町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第2号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第3号 平成28年度宝達志水町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第3号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第4号 平成28年度宝達志水町介護保険特別会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第5号 平成28年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第5号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第6号 平成28年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計予算及び議案第7号 平成28年度宝達志水町水道事業会計予算の議案2件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第6号及び議案第7号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第6号及び議案第7号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第8号 平成28年度宝達志水町下水道事業会計予算を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第8号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第9号 平成28年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第9号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第10号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第10号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり

可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第11号 平成27年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第14号 平成27年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第3号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第11号から議案第14号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第11号から議案第14号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第15号 平成27年度宝達志水町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）から議案第18号 平成27年度宝達志水町国民健康保険志雄病院事業会計補正予算（第4号）までの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第15号から議案第18号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号から議案第18号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第19号 宝達志水町行政不服審査会条例についてから議案第22号 町長の給与の特例に関する条例についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第19号から議案第22号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第19号から議案第22号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第23号 宝達志水町議会の議員の議員報酬、期末手当

及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第25号 宝達志水町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第23号から議案第25号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第23号から議案第25号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第26号 宝達志水町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第29号 宝達志水町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等の条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第26号から議案第29号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第26号から議案第29号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第30号 宝達志水町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について及び議案第31号 宝達志水町消防施設整備事業分担金徴収条例についての議案2件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第30号及び議案第31号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第30号及び議案第31号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第32号 宝達志水町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第34号 宝達志水町統合中学校施設整備基金条例を廃止する条例についてまでの議案3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第32号から議案第34号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第32号から議案第34号までの議案3件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第35号 宝達志水町営駅駐車場条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第36号 宝達志水町若者等定住バックアップ条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第37号 宝達志水町本社機能立地等を重点的に促進すべき区域における固定資産税の特例に関する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号は委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第38号 宝達志水町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について及び議案第39号 宝達志水町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての議案2件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第38号及び議案第39号の議案2件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第38号及び議案第39号の議案2件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第40号 宝達志水町民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてから議案第45号 宝達志水町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてまでの議案6件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第40号から議案第45号までの議案6件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第40号から議案第45号までの議案6件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第46号 宝達志水町公共下水道条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、議案第47号 宝達志水町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例についてから議案第50号 宝達志水町文化財施設条例の一部を改正する条例についてまでの議案4件を一括して採決いたします。

この表決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第47号から議案第50号までの議案4件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 一郎君） 起立多数です。したがって、議案第47号から議案第50号までの議案4件は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（林 一郎君） 次に、報告第1号 専決処分の報告について、専決第1号 平成27年度宝達志水町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。報告第1号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、報告第1号は委員長の報告のとおり承認されました。

◎各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（林 一郎君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○議長（林 一郎君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議・閉会

○議長（林 一郎君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時51分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 林 一 郎

署名議員 近 岡 義 治

署名議員 北 信 幸